

# 近畿ブロック発注者協議会の運営

---

# 令和4年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

## ■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

## ■近畿ブロック発注者協議会の構成図

### ■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 14機関  
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、高等裁判所
- 地方公共団体 25機関  
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関

連携

### ■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

### ■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の53機関

分科会

- ・運営分科会
- ・工事検査分科会（H28.4設置）

滋賀県・大阪府（平成28年度）、京都府（平成29年度）、兵庫県（平成30年度）に分科会を設立

# 令和3年度近畿ブロック発注者協議会の開催状況

	令和3年度				令和4年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
・協議会		☆8/5(web)			☆5/9			
・幹事会		☆7/19(web)		☆3/22				☆2月中旬
・運営分科会		☆6/18(web)		☆12/15(web)		☆6月下旬		☆12初旬
・工事検査分科会								
各府県地域発注者協議会								
・福井県			☆11/1分					
・滋賀県		☆7/20協(web) ☆7/26分(web)		☆1/13分				
・京都府				☆2/15分(web)				
・大阪府			☆10月協(書面)					
・兵庫県		☆8/20協		☆3/1分(web)				
・奈良県			☆10/25協			☆8月5日協		
・和歌山県		☆6月幹(書面) ☆7月協(書面)				☆5月12日幹 ☆5月23日協		

※ 協:協議会、幹:幹事会、分:分科会

協議会 (R4.5.9)



分科会 (R4.6下旬、12月初旬) → 幹事会 (R5.2中旬)

- ・新・全国統一指標 令和3年度実績について
- ・新・全国統一指標 令和4年度取組状況について
- ・令和4年度の取組(アンケートの実施について)
- ・令和5年度の目標設定

## 「近畿ブロック発注者協議会」設置要領

（名称）

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長(課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

この要領は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

この要領は、令和2年 7月から施行する。

この要領は、令和3年 8 月 5 日から施行する。

この要領は、令和4年 5 月 9日から施行する。

## 第4条関係(委員)

会 長	国土交通省 近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省 近畿農政局 農村振興部長
副 会 長	代表府県部長
委 員	警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省 近畿財務局 管財部長
	財務省 大阪国税局 総務部次長
	農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 近畿運輸局 総務部長
	国土交通省 大阪航空局 空港部長
	国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省 近畿地方環境事務所長
	防衛省 近畿中部防衛局 調達部長
	大阪高等裁判所 会計課長
	福井県 土木部長
	滋賀県 土木交通部長
	滋賀県 農政水産部長
	京都府 建設交通部長
	京都府 農林水産部技監
	大阪府 都市整備部長
	大阪府 環境農林水産部長
	兵庫県 <del>県土整備部長</del> 土木部長
	兵庫県 <del>農政環境部長</del> 農林水産部長
	奈良県 県土マネジメント部長
	奈良県 食と農の振興部長
	和歌山県 県土整備部長
	和歌山県 農林水産部長

京都市 建設局長  
大阪市 建設局長  
堺市 建設局長  
神戸市 建設局長  
福井市長  
池田町長  
東近江市長  
豊郷町長  
舞鶴市長  
井手町長  
東大阪市長  
岬町長  
~~相生市長~~ 淡路市長  
佐用町長  
天理市長  
天川村長  
~~橋本市長~~ 和歌山市長  
九度山町長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長  
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋・技術部長  
阪神高速道路(株) 技術部長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 館長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 ~~総務部長~~ 技術管理部  
長  
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長  
(国研)日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長  
日本下水道事業団 近畿総合事務所 事務所長

## 第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長  
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長  
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長  
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長  
 財務省 大阪国税局 営繕監理官  
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長  
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官  
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長  
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長  
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長  
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官  
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長  
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長  
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長  
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長  
 大阪高等裁判所 会計課長補佐

福井県 土木部 土木管理課長  
 滋賀県 土木交通部 技術管理課長  
 滋賀県 農政水産部 農政課長  
 京都府 建設交通部 建設交通部理事(指導検査課長)  
 京都府 農林水産部 農村振興課長  
 大阪府 都市整備部 **事業管理室** **事業調整室** 技術管理課長  
 大阪府 環境農林水産部 検査指導課長  
 大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 ~~県土整備部~~~~県土企画局~~~~技術企画課長~~ 土木部 技術企画課長  
兵庫県 ~~農政環境部~~~~農政企画局~~~~総務課長~~ 農林水産部 総務課長  
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長  
奈良県 食と農の振興部 農村振興課長  
和歌山県 県土整備部 技術調査課長  
和歌山県 県土整備部 公共建築課長  
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長  
京都市 建設局 監理検査課長  
大阪市 建設局 工事監理担当課長  
堺市 建設局 土木部 参事(区局連携・監理・調整担当)  
神戸市 建設局 担当部長(技術管理担当)  
福井市 財政部長  
池田町 町土整備課長  
東近江市 契約検査課長  
豊郷町 企画振興課長  
舞鶴市 指導検査課長  
井手町 理事(建設課長)  
東大阪市 行政管理部契約検査室契約課長  
岬町 総務課長  
~~相生市~~~~財政部財政課長~~ 淡路市 総務部管財課 次長兼管財課長  
佐用町 総務課長  
天理市 総務課付課長  
天川村 産業建設課長  
~~橋本市~~~~総務課長~~ 和歌山市 都市建設局 建設総務部 技術管理課長  
九度山町 総務課長  
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長  
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長  
本州四国連絡高速道路(株) 長大橋・技術部 技術管理課長  
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長  
新関西国際空港(株) 技術・安全部長  
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長  
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長  
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長  
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所  
研究支援推進部 研究支援課長  
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局  
~~総務部~~~~契約課長~~ 技術管理部 技術管理課長

(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 工務・品質管理課長

(国研)日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 事業管理部調達課長

日本下水道事業団 近畿総合事務所 施工管理課長

## 「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

### 記

#### 第3条関係

##### 【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

#### 第4条、第7条関係

##### 【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

平成25年度	和歌山県
平成26年度	兵庫県
平成27年度	大阪府
平成28年度	京都府
平成29年度	滋賀県
平成30年度	福井県
令和元年度	奈良県
令和 2年度	和歌山県
令和 3年度	兵庫県
令和 4年度	大阪府
令和 5年度	京都府
令和 6年度	滋賀県
令和 7年度	福井県
令和 8年度	奈良県
令和 9年度	和歌山県

## 令和3年度近畿ブロック発注者協議会の取組

---

- 令和元年6月に品確法が改正、令和2年1月に発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)が策定され、品確法の理念を現場で実現するために、令和2年5月に新・全国統一指標が設定された。
- 近畿ブロック発注者協議会では、運用指針により発注者として「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」として定められた内容に基づいた取組を実施。
- 実施状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有。

		運用指針の内容	指標の設定状況	
工事	必ず実施すべき事項	①施工時期の平準化	全国統一	地域平準化率(工事)の改善
		②適正な工期設定	全国統一	週休2日対象工事の実施状況の拡大
		③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
		④適切な設計変更	近畿独自	ガイドラインの策定・活用
		⑤予定価格の適正な設定	近畿独自	・基準適用外の要領整備 ・最新単価の使用
	実施に努める事項	⑥入札契約方式の選択・活用	近畿独自	総合評価落札方式の拡大
		⑦ICTを活用した生産性向上	取組共有	ICT工事発注率
測量、調査及び設計	必ず実施すべき事項	①履行期間の平準化	全国統一	地域平準化率(業務)の改善
		②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	全国統一	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
		③予定価格の適正な設定	取組共有	・基準適用外の要領整備 ・最新単価の使用
		④適正な履行期間の設定	取組共有	履行期間策定基準の設定状況
		⑤適切な設計変更	取組共有	ガイドラインの策定・活用

# 【工事①】施工時期の平準化

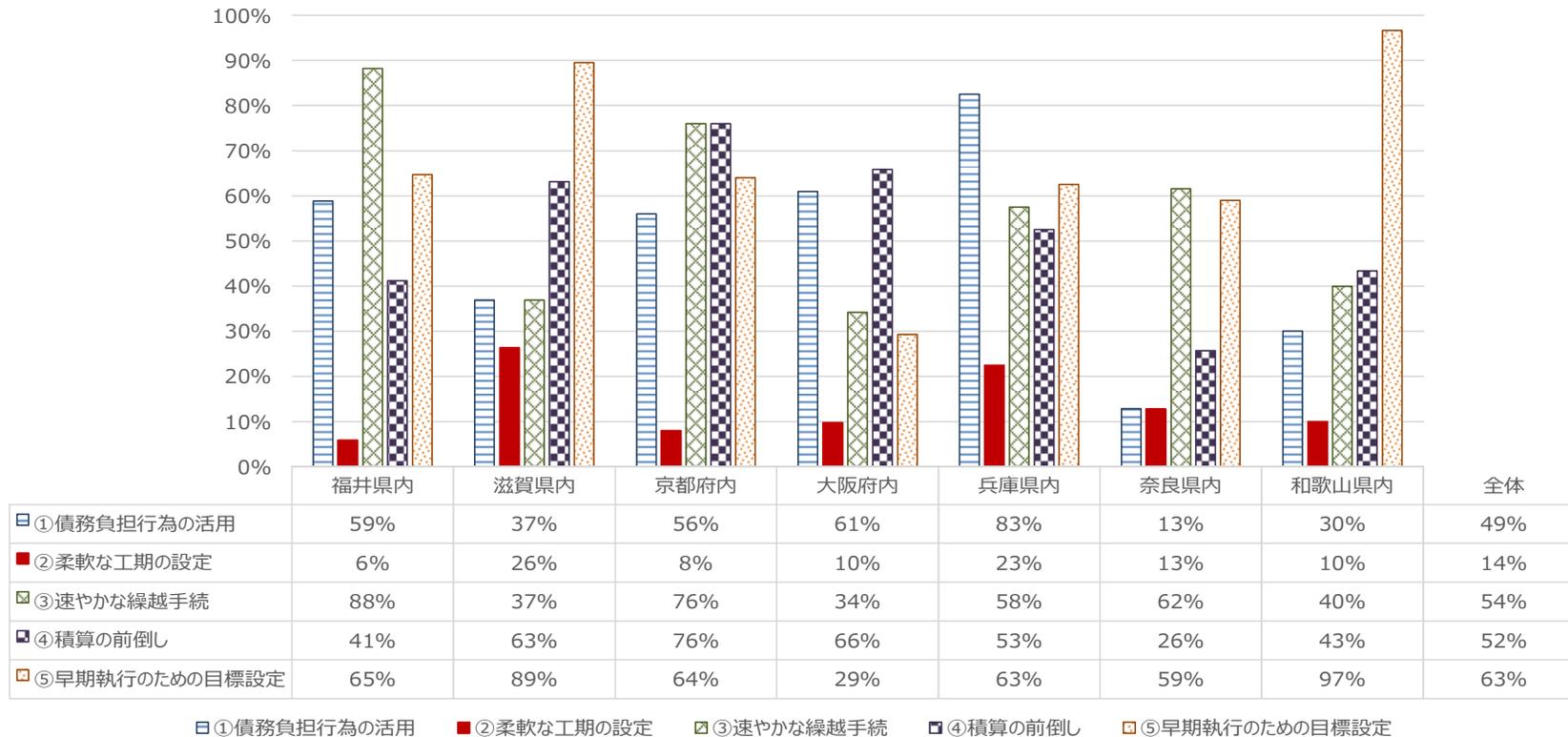
## R3年度取組内容と結果

(1) 平準化の先進事例「さ・し・す・せ・そ」の積極的な活用による施工時期の平準化を進める。  
 ⇒ 制度の導入が進んでいるが、市町村では、50%程度に留まっている。

## 制度の導入状況の推移 R3.5⇒R3.12

	(さ)債務負担行為の活用	(し)柔軟な工期設定	(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定
府県・政令市	100%⇒100%	82%⇒82%	73%⇒82%	91%⇒100%	100%⇒100%
市町村	46%⇒49%	14%⇒14%	46%⇒54%	46%⇒52%	58%⇒63%

平準化率（項目実施率）【211市町村】



# 【工事②】適切な工期設定(週休2日対象工事の実施状況)(1)

## R3年度取組内容と結果

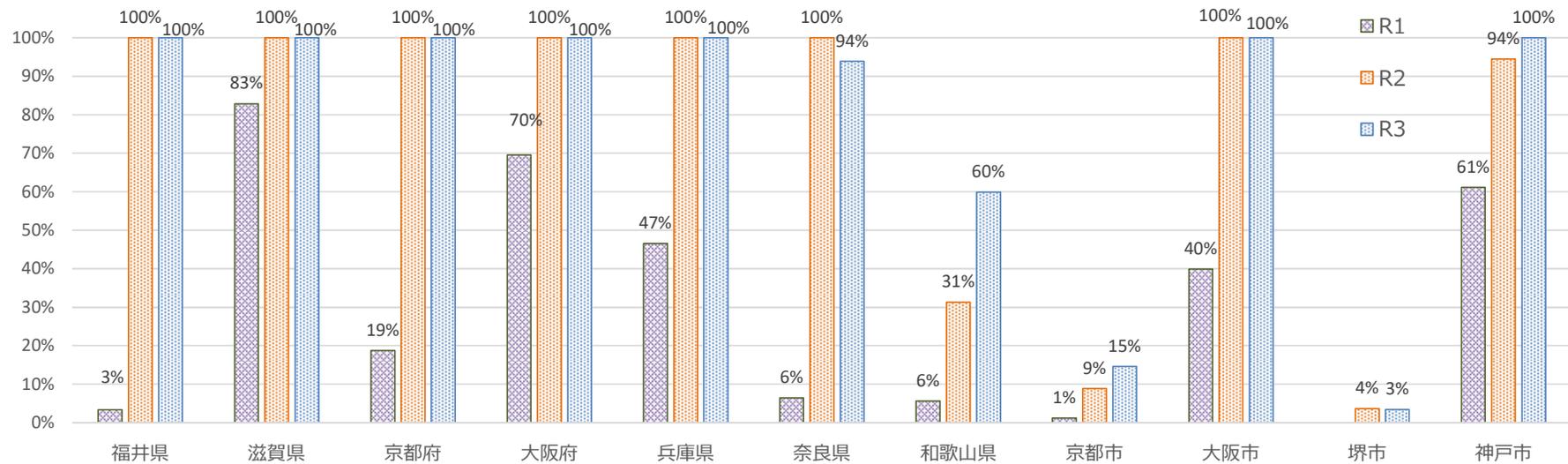
(1) 各発注機関で、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。

⇒ 近畿府県・政令市の合計値は、R2年度(76%)からR3年度(81%)と取組が進捗

週休2日対象工事発注率 R1年度28% ⇒ R2年度 76% ⇒ R3年度 81%

※ 近畿ブロック府県・政令市の合計値  
 ※ R1は、算出方法が異なるため参考値

週休2日発注率



		福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型
R1	対象件数	12件	48件	84件	511件	0件	200件	517件	50件	796件	0件	0件	94件	0件	113件	7件	0件	0件	591件	0件	0件	563件	0件
	全体工事件数	1800件		718件		1066件		815件		1711件		1469件		2030件		577件		1480件		450件		921件	
	発注率	3.3%		82.9%		18.8%		69.6%		46.5%		6.4%		5.6%		1.2%		39.9%		0.0%		61.1%	
R2	対象件数	1239件	0件	499件	176件	3件	500件	543件	52件	925件	0件	0件	1376件	0件	630件	6件	44件	0件	792件	0件	15件	494件	0件
	全体工事件数	1497件		787件		1086件		836件		979件		1705件		2430件		565件		1599件		408件		1021件	
	実施困難件数	258件		112件		583件		241件		54件		329件		416件		0件		807件		0件		498件	
	発注率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		31.3%		8.8%		100.0%		3.7%		94.5%	
R3	対象件数	788件	0件	174件	0件	6件	672件	497件	13件	570件	0件	0件	461件	0件	836件	31件	30件	0件	638件	0件	10件	411件	0件
	全体工事件数	1016件		217件		743件		665件		578件		491件		1787件		418件		1404件		297件		637件	
	実施困難件数	228件		43件		65件		155件		8件		※1		391件		0件		766件		0件		226件	
	発注率	100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		93.9%		59.9%		14.6%		100.0%		3.4%		100.0%	

※1: 別途集計予定

# 【工事②】適切な工期設定(週休2日対象工事の実施状況)(2)

## 週休2日の取組状況のアンケート結果

府県・政令市では、週休2日の取組が進んでいるが、市町村では、具体的な取組がされていない自治体が多い。

### 府県・政令市

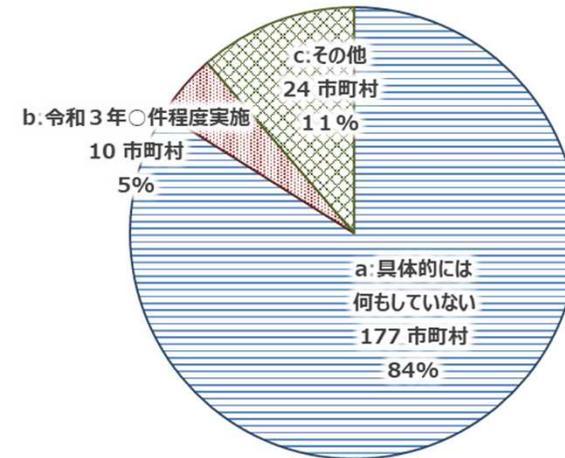
	【選択式】 a: 具体的には何もしていない b: 令和3年〇件程度実施 c: その他	【自由記述欄】 その他を選択された場合は具体的な内容 (bを選択された場合もこちらに具体的な件数を記載してください)	【自由記述欄】 (週休2日の取組実績があると回答いただいた場合のみ、回答ください) 週休2日にかかる費用計上を行った工事はありますか。また、その場合どのような算定方法で計上されていますか。
福井県	b: 令和3年〇件程度実施	788件契約 (R3.12月末)	労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費を補正
滋賀県	b: 令和3年〇件程度実施	R2 174件実施 (R3.9末時点) ・発注者指定型 174件※1 ※1 土木のみ (参考) 営繕・森林部局含む (R3.9末時点) ・発注者指定 14件 ・受注者希望 249件	費用計上あり 算定方法は国交省と同様
京都府	b: 令和3年〇件程度実施	令和3年度12月末時点 144件実施(完了41件、施工中103件)	現場開所を確認の上、実績に応じて費用を計上
大阪府	b: 令和3年〇件程度実施	500	あり。労務費について率補正による算定、市場単価について率補正による算定。
兵庫県	b: 令和3年〇件程度実施	570	費用計上を行っている。算定方法は国の基準を準用
奈良県	b: 令和3年度〇件程度実施	・土木工事については令和3年度461件程度を受注者希望型で発注予定 ・建築工事については令和4年度から週休2日促進工事(試行)を実施予定	土木工事については、受注者が週休2日を実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合は、現場開所の状況に応じて、当初計上している4週8休以上相当の補正係数を変更し、減額変更を行う。
和歌山県	b: 令和3年〇件程度実施	200	週休2日の達成状況により国の基準に準じ費用を計上
京都市	b: 令和3年〇件程度実施		国の基準を準用
大阪市	b: 令和3年〇件程度実施	維持工事等を除く原則すべての工事を対象(令和3年12月時点の対象: 638件)	令和4年1月より週休2日にかかる費用を計上国の算定方法を準用
堺市	b: 令和3年〇件程度実施	20件程度実施予定	費用計上を行った工事はあり。国と同様の補正で算定。
神戸市	b: 令和3年〇件程度実施	407件	

### 市町村

#### 週休2日工事発注実績のある市町村

10市町村(令和2年度)R3.5

⇒ 10市町村(令和3年度)R3.12



#### 週休2日の取組状況

・ 令和3年度実施 . . . . . 10市町村  
(福井市、大飯郡高浜町、甲賀市、湖南市、豊中市、門真市、西宮市、芦屋市、宍粟市、磯城郡三宅町)

# 【工事②】適切な工期設定(工期の算定方法)(3)

## 工期の算定方法について

### (運用指針の解説)

施工に必要な実日数は、毎年度設定される「作業日当たり標準作業量について」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出するものとする。

### (アンケート結果)

府県・政令市では、日当たり施工量等による工期算定を行っているが、市町村では、工事金額等により工期算定を行っている自治体が多い。

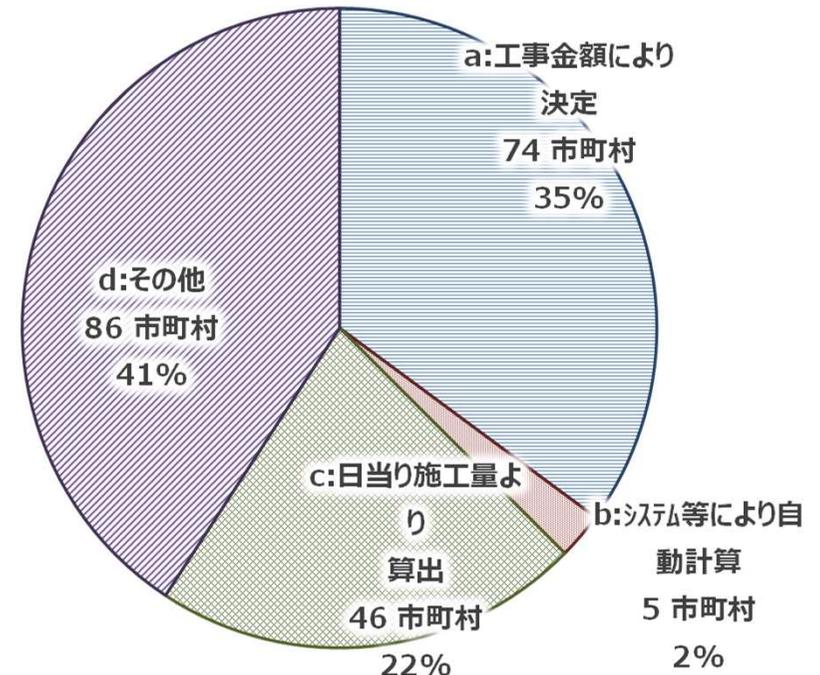
## 府県・政令市

	【選択式】	【自由記述欄】
	a: 工事金額により決定 b: システム等により自動計算 c: 日当たり施工量より算出 d: その他	基準範囲外の場合の要領等を整備していない理由
福井県	d: その他	工事金額、施工量、工種等から算定
滋賀県	c: 日当たり施工量より算出	
京都府	c: 日当たり施工量より算出	・標準作業量から施工するのに必要な日数を算出する。 ・工事価格1億円以下の工事については、国交省の標準工期試算式を用いて算定
大阪府	c: 日当たり施工量より算出	
兵庫県	d: その他	設計額・工種・施工量等から算定
奈良県	b: システム等により自動計算	・建築工事については一般社団法人日本建設業連合会作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考利用
和歌山県	c: 日当たり施工量より算出	
京都市	d: その他	積み上げにより算定
大阪市	c: 日当たり施工量より算出	
堺市	d: その他	日当たり施工量から基準工期を算出し、雨休率、準備後片付期間を考慮して決定
神戸市	d: その他	積み上げにより算定

## 市町村

### 日当たり施工量による算出 (システムにより自動計算を含む)

52市町村(25%)R3.5 ⇒ **51市町村(24%)R3.12**



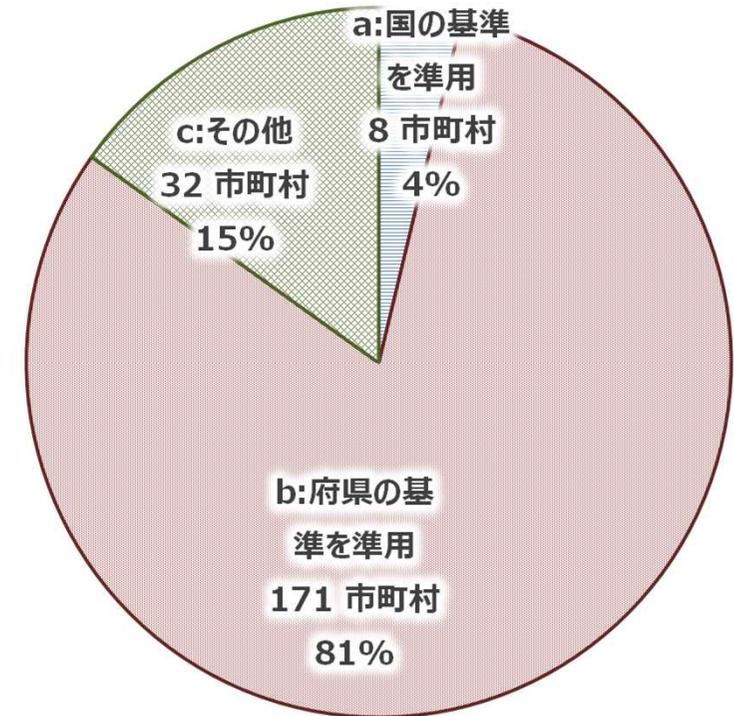
# 【工事②】適切な工期設定(工期の算定方法)(4)

## 工期算定にあたり使用している基準についてのアンケート結果

### 府県・政令市

	【選択式】	【自由記述欄】
	a:国の基準を準用 b:府県の基準を準用 c:その他	基準範囲外の場合の要領等を整備していない理由
福井県	a:国の基準を準用	
滋賀県	a:国の基準を準用	
京都府	a:国の基準を準用	
大阪府	a:国の基準を準用	
兵庫県	a:国の基準を準用	
奈良県	c:その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事については国の基準を準用</li> <li>・建築工事については一般社団法人日本建設業連合会作成の建築工事適正工期算定プログラムを参考利用</li> </ul>
和歌山県	a:国の基準を準用	
京都市	a:国の基準を準用	
大阪市	a:国の基準を準用	
堺市	a:国の基準を準用	
神戸市	c:その他	国の基準を参考に、本市としての工期設定の考え方を作成し使用している。

### 市町村



**R3年度取組内容**

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進。

**制度の導入状況 (R3. 12)**

**府県・政令指定都市**

- 全ての府県・政令市において低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用している(変更なし)。

**市町村**

- 全ての市町村において、低入札価格調査制度または最低制限価格制度を導入している(変更なし)。

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿ブロック管内
最低制限価格制度のみ導入	9	14	19	26	24	29	19	140
低入札価格調査制度のみ導入済み	0	0	0	0	0	0	0	0
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	8	5	6	15	16	10	11	71
いずれの制度も導入しない	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村件数	17	19	25	41	40	39	30	211

府県・政令指定都市を除く

## 基準価格の算定における公契連最新モデル(H31)の導入状況

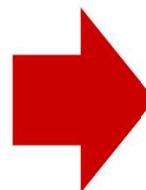
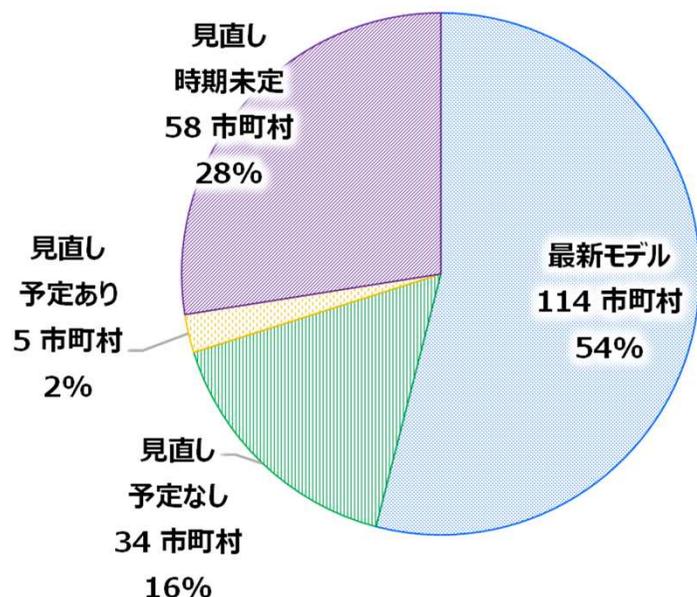
府 県・政令指定都市

- すべての府県・政令市で低入札調査基準価格の最新モデル(H31)を使用している(R3.5から変更なし)。

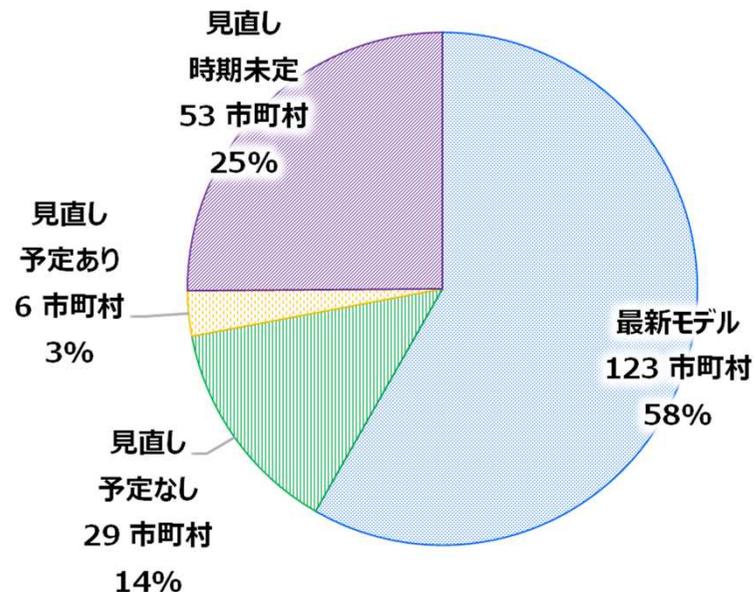
市町村

- 最新モデル(H31)を使用している  
114市町村(54%)R3.5 ⇒ **123市町村(58%)R3.12**
- 旧モデル(H29以前)同等、またはその他(非公表・独自モデル等)のうち、見直しを予定していない市町村  
34市町村(16%)R3.5 ⇒ **29市町村(14%)R3.12**

令和3年5月現在



令和3年12月現在



# 【工事④】適切な設計変更

## R3年度取組内容

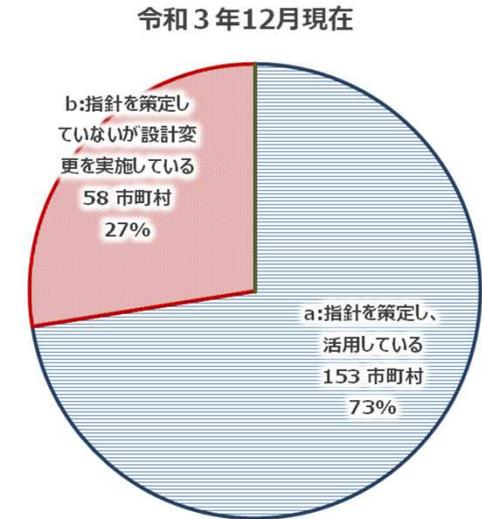
(1) 市町村でガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用が図られるように推進を図る。

府県・  
政令市

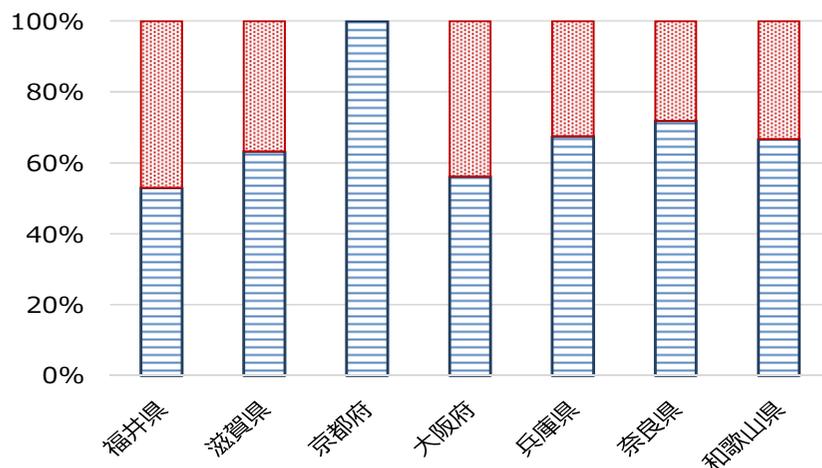
- 全府県でガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している(R3.5から変更なし)。

市町村

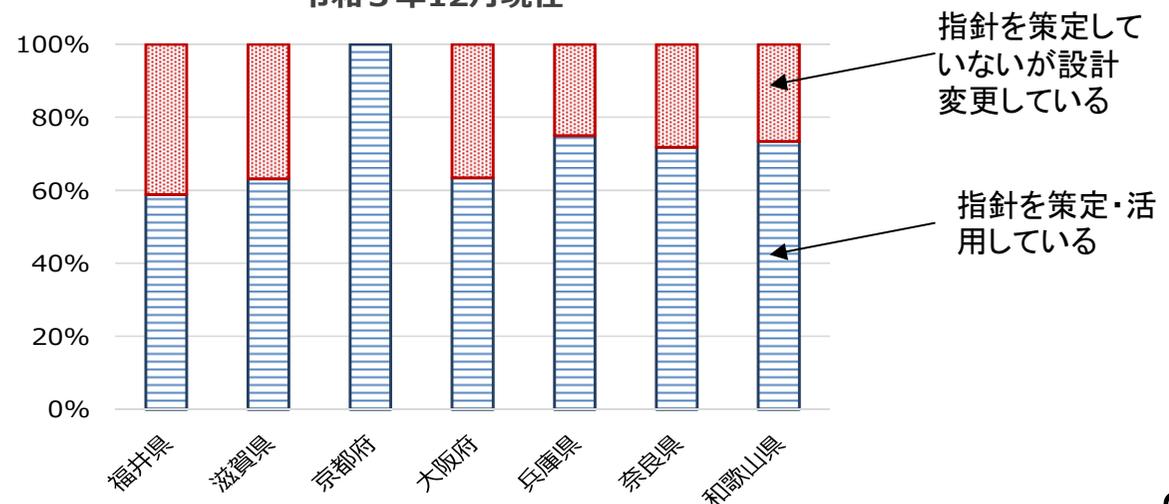
- ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施  
144市町村(68%)R3.5 ⇒ **153市町村(73%)R3.12**
- 策定していないが設計変更を実施  
67市町村(32%)R3.5 ⇒ **58市町村(27%)R3.12**



令和3年5月現在



令和3年12月現在



**R3年度取組内容**

- (1) 基準適用外の要領整備について推進を図る。
- (2) 市町村の現状を踏まえ最新単価を採用できるよう推進を図る。

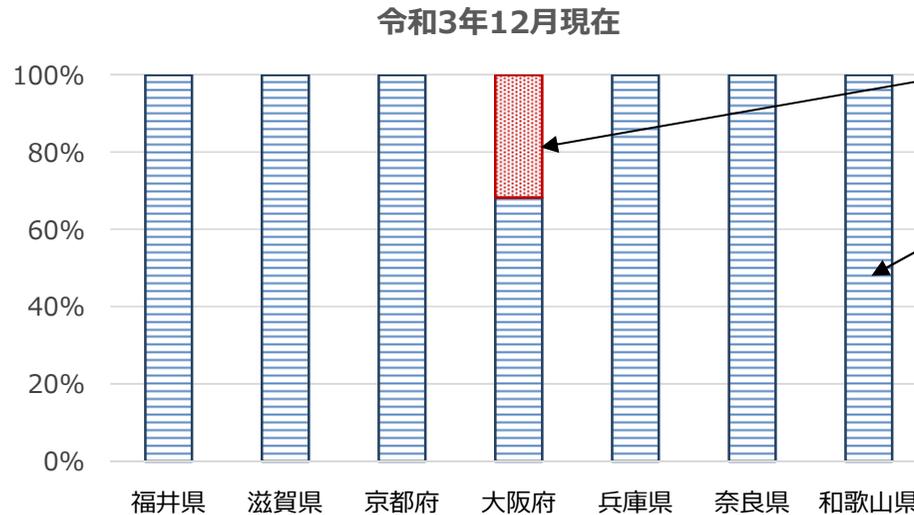
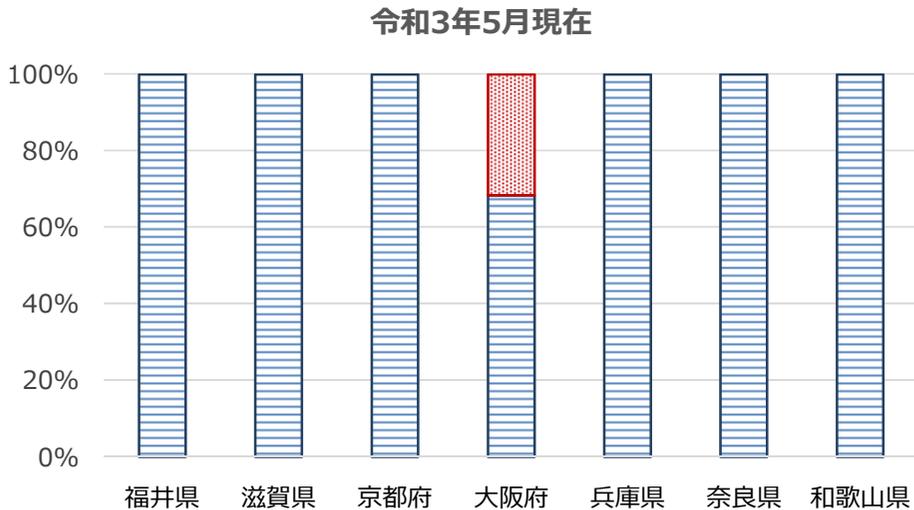
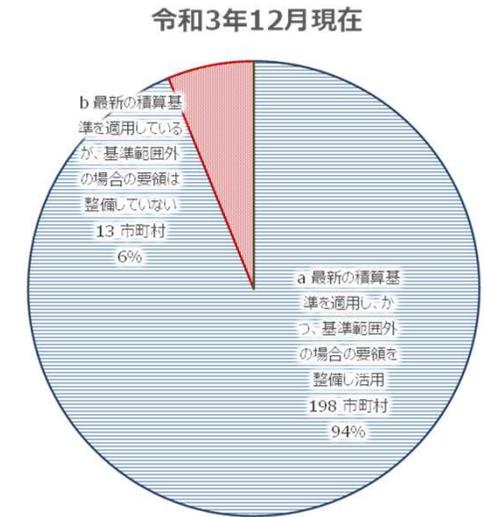
府県・  
政令市

- 全府県で最新の積算基準を適用。基準適用外の場合の要領も整備している(R3.5から変更なし)。

市町村

- 積算基準適用外の場合の要領(見積り等により積算する要領)を整備している。

198市町村(94%)R3.5 ⇒ 198市町村(94%)R3.12



最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領を整備していない

最新の積算基準を適用、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備活用

# 【工事⑤】予定価格の適正な設定(2)

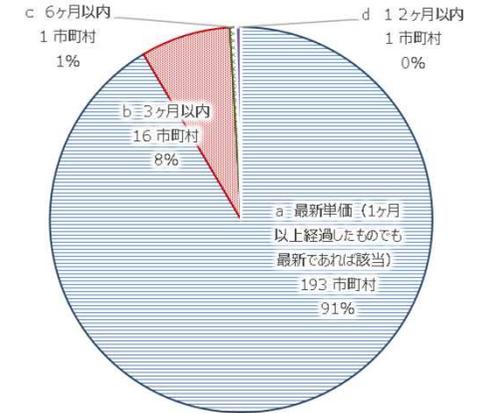
府県・  
政令市

- 全ての府県・政令市において最新単価を使用している(R3.5から変更なし)。

市町村

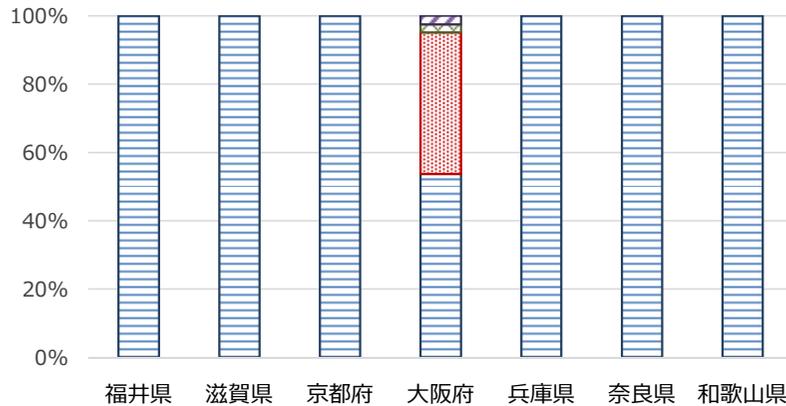
- 最新単価を使用している  
192市町村(91%)R3.5 ⇒ **193市町村(92%)R3.12**

令和3年12月現在

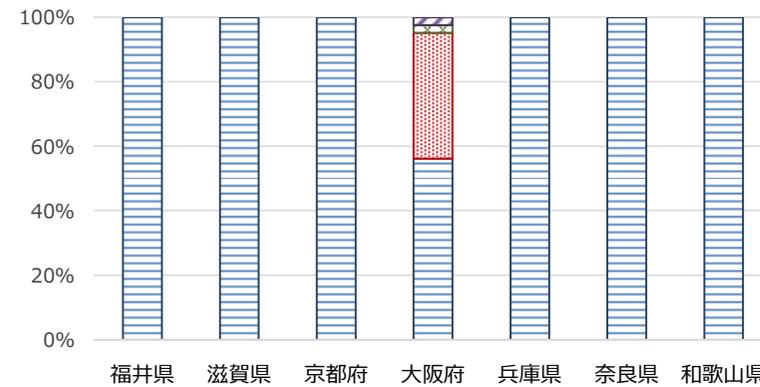


※ 土木以外(建築・下水等)では、a以外の回答もあり、発注担当部署間のバラツキ(a、b混在)ある場合 ⇒ a:最新単価 に計上

令和3年5月現在



令和3年12月現在



■ a 最新単価 (1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)

■ b 3ヶ月以内

■ c 6ヶ月以内

■ d 12ヶ月以内

■ e 12ヶ月以上

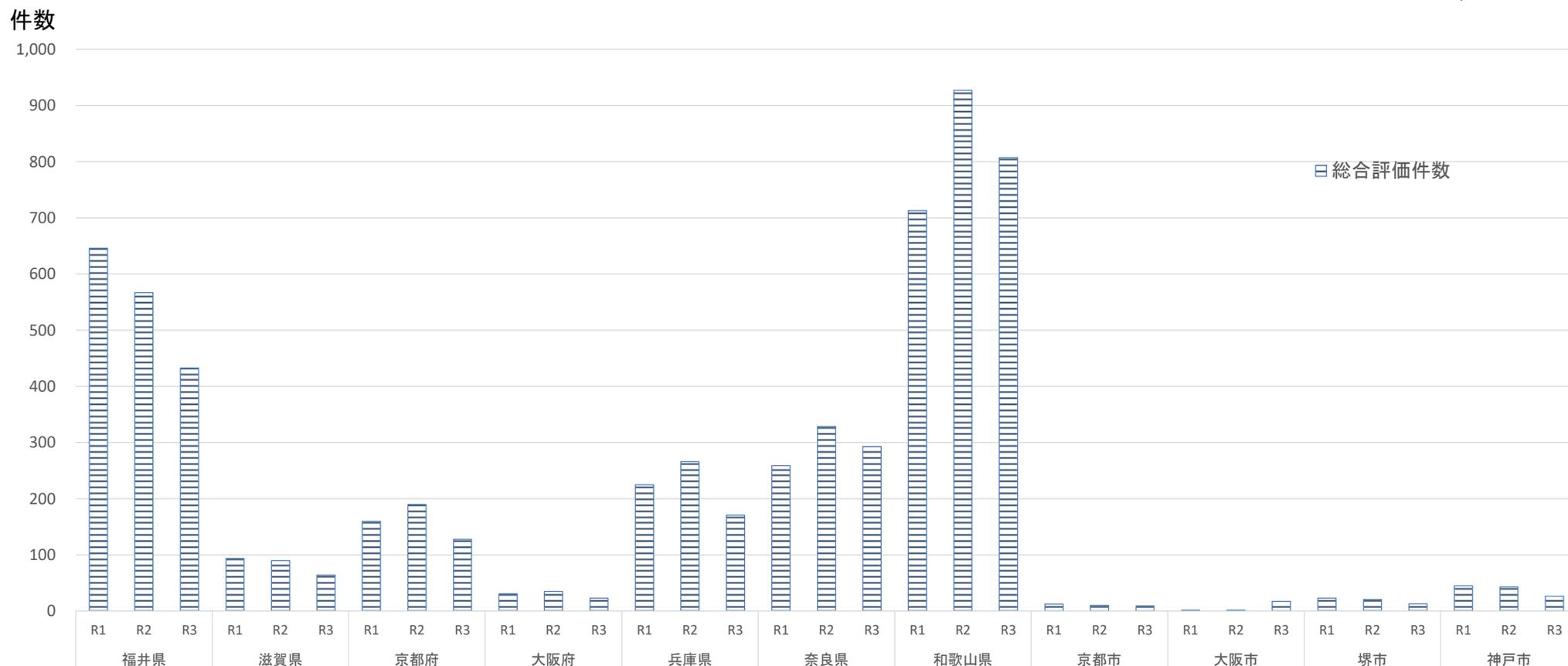
## R3年度取組内容

- (1) 府県政令市：一定規模以上の発注金額等の場合、総合評価落札方式を原則として工事件数、実施率を拡大する。
- (2) 市町村：各公共団体の状況を踏まえ多様な入札契約方式について検討。

### 府 県・政令指定都市

総合評価落札方式の工事件数及び発注率(府県・政令市合計値)

R1年度 2,200件(17%) ⇒ R2年度 2,470件(19%) ⇒ **R3年度 1,976件(20%)**  
(R3.12時点)



# 【工事】ICTを活用した生産性向上

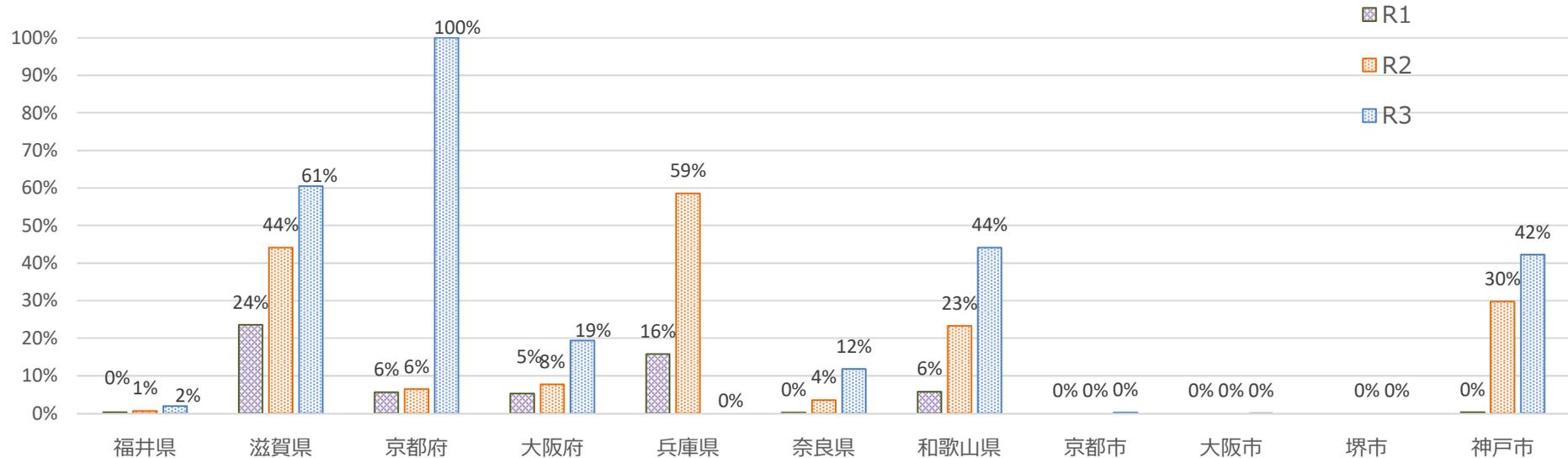
府県・政令市のICT工事の発注率は増加しており、各自治体の取組が進んでいる。市町村へのICT工事の普及についても促進をお願いいたします。

## ICT工事発注率(近畿府県・政令市合計値)

R1年度 5% ⇒ R2年度 15% ⇒ R3年度 27% (※)

※ R3は、R3.12時点の兵庫県を除いた数値

ICT工事発注率



		福井県		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型	指定型	希望型
R1	対象件数	0件	6件	4件	165件	0件	60件	3件	40件	74件	196件	1件	3件	0件	118件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
	全体工事件数	1800件		718件		1066件		815件		1711件		1469件		2030件		577件		1480件		450件		921件	
	発注率	0.3%		23.5%		5.6%		5.3%		15.8%		0.3%		5.8%		0.0%		0.0%		0.0%		0.3%	
R2	対象件数	0件	9件	0件	347件	0件	70件	0件	65件	106件	467件	2件	59件	0件	565件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	304件
	全体工事件数	1497件		787件		1086件		836件		979件		1705件		2430件		565件		1599件		408件		1021件	
	発注率	0.6%		44.1%		6.4%		7.8%		58.5%		3.6%		23.3%		0.0%		0.0%		0.0%		29.8%	
R3	対象件数	1件	19件	2件	240件	0件	743件	5件	124件	0件	0件	5件	53件	0件	788件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	269件
	全体工事件数	1016件		400件		743件		665件		※1		491件		1787件		418件		1404件		297件		637件	
	発注率	2.0%		60.5%		100.0%		19.4%		0.0%		11.8%		44.1%		0.2%		0.1%		0.0%		42.2%	

※1: 精査中

# 【業務①】履行期間の平準化

## R3年度取組内容

- (1) 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
- (2) 各発注機関において履行期間平準化のための目標を設定し、平準化を進める。

【府県・政令市】	・繰越明許費の活用	8自治体(73%)R3.5	⇒	<a href="#">9自治体(82%)R3.12</a>
	・債務負担行為	8自治体(73%)R3.5	⇒	<a href="#">10自治体(91%)R3.12</a>
	・平準化のための目標設定	10自治体(73%)R3.5	⇒	<a href="#">11自治体(91%)R3.12</a>

### 令和3年12月時点の状況

	「発注関係事務の運用に関する指針」より抜粋			その他	
	①繰越明許費の活用	②債務負担行為の活用	③履行期間平準化のための目標設定（第4四半期納期率）	④その他	（具体的に記載）
福井県	○		○		
滋賀県	○	○	○		
京都府	○	○	○		
大阪府	○	○	○		
兵庫県	○	○	○		
奈良県	○	○	○		
和歌山県	○	○	○		
京都市	○	○	○		
大阪市		○	○	○	入札公告の前倒しを実施
堺市		○	○		
神戸市	○	○	○		

**R3年度取組内容**

(1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

**【取組状況】**

- ・全ての府県・政令市で、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入済(R3.5から変更なし)。
- ・基準価格は、全ての府県・政令市で中央公契連最新モデル(H31)をベースに設定(R3.5から変更なし)。

	対象地方自治体
最低制限価格制度のみ導入	福井県、京都府、兵庫県、堺市
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用	滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市

**【予定価格の適正な設定】**

予定価格の設定にあたっては、市場における技術者単価および資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。<sup>(※)</sup>

【現状】 ・全ての府県・政令市で、最新の積算基準、最新の単価を適用（R3.5から変更なし）。  
・73%の府県・政令市において、基準対象外の場合の要領を整備（R3.5から変更なし）。

**【適正な履行期間の設定】**

履行期間の設定にあたっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数の他、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日等を考慮する。<sup>(※)</sup>

【現状】 ・82%の府県・政令市において、履行期間の策定基準等により工期を設定（R3.5から変更なし）。  
・その他、業務量、業務価格、過去の実績に基づき工期を設定（R3.5から変更なし）。

**【適切な設計変更】**

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致していない場合において、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。<sup>(※)</sup>

【現状】 ・73%の府県・政令市において、設計変更ガイドライン等を策定、活用（R3.5から変更なし）。

## 新・全国统一指標の令和2年度実績及び令和4年度の取組について

---

# 品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国統一指標～

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新たな全国統一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

## 新・全国統一指標（工事）

### ①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率

### ②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。  
※週休2日の実施が困難な工事（災害復旧等）は集計から除外している。

### ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事（随契除く）、市町村は130万円を超える工事（随契除く）である。

## 新・全国統一指標（測量、調査及び設計（業務））

### ④地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

### ⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合  
（県域単位で公表）

## 地域独自指標

### ⑥工事の適切な設計変更

設計変更ガイドラインを策定・活用している市町村数の割合

- 地域平準化(工事)のR2実績値は向上していない。
- 週休2日対象工事の実施状況のR2実績値は、各発注機関における対象工事の拡大等の取組みにより大きく向上。
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)のR1実績値は、2県域を除き横ばいもしくは向上。

	新・全国統一指標								
	地域平準化率 (工事)			週休2日対象工事の実施状況 (工事)			低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況(工事)		
	実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R6)	参考値 (R1)*	実績値 (R2)	目標値 (R6)	実績値 (H30)	実績値 (R1)	目標値 (R5)
近畿ブロック	0.72	0.68	0.78	0.30	0.76	1.00	—	—	—
福井県域	0.68	0.68	0.76	0.03	1.00	1.00	0.90	0.93	1.00
滋賀県域	0.65	0.61	0.74	0.83	1.00	1.00	0.99	0.99	1.00
京都府域	0.73	0.68	0.77	0.09	0.52	1.00	0.92	0.95	1.00
大阪府域	0.67	0.63	0.73	0.36	0.78	1.00	0.93	0.97	1.00
兵庫県域	0.78	0.70	0.82	0.71	0.98	1.00	0.93	0.95	1.00
奈良県域	0.73	0.59	0.81	0.05	1.00	1.00	0.90	0.87	1.00
和歌山県域	0.73	0.67	0.78	0.05	0.31	1.00	0.96	0.93	1.00

青字は前年度より改善した値、赤字は前年度より後退した値

\* 定義の見直しにより単純比較できないため参考値としている

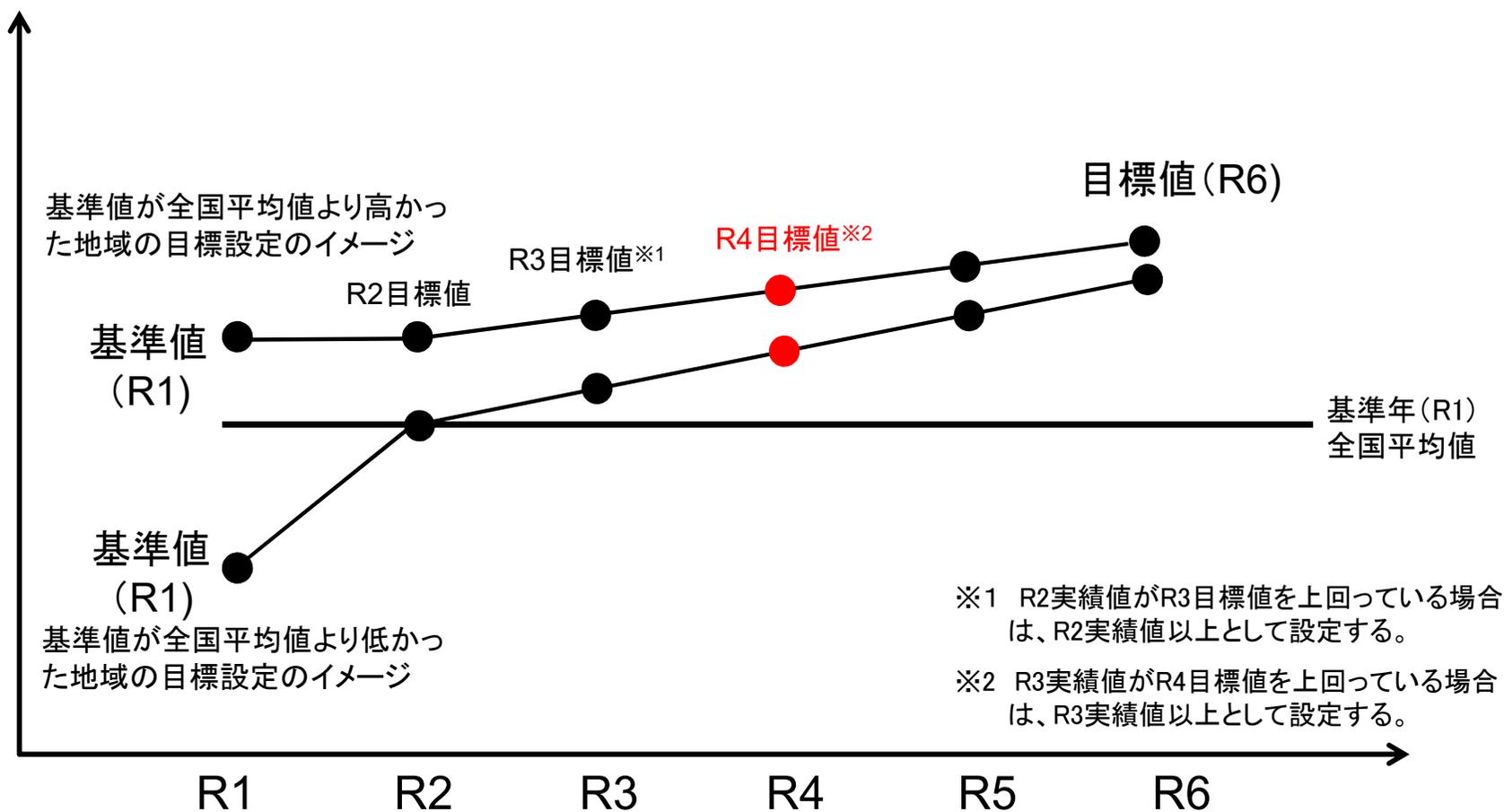
- 第4四半期納期率の状況(業務)のR2実績値は、1県域を除き、横ばいもしくは向上。
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務)のR1実績値は、すべての府県域において目標値を達成。
- 工事の適切な設計変更のR2実績値は、各市町村においてガイドラインの策定等が進み、すべての府県域で横ばいもしくは向上。

	新・全国統一指標						近畿ブロック独自指標		
	第4四半期納期率の状況 (業務)			低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況(業務)			工事の適切な設計変更		
	実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R6)	実績値 (H30)	実績値 (R1)	目標値 (R5)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	目標値 (R6)
近畿ブロック	0.52	0.50	0.46	—	—	—	—	—	—
福井県域	0.51	0.37	0.46	1.00	1.00	1.00	0.29	0.53	0.90
滋賀県域	0.51	0.47	0.46	0.96	1.00	1.00	0.58	0.63	0.90
京都府域	0.49	0.46	0.43	1.00	1.00	1.00	0.92	1.00	0.92
大阪府域	0.56	0.56	0.47	1.00	1.00	1.00	0.56	0.56	0.90
兵庫県域	0.49	0.44	0.46	0.99	1.00	1.00	0.28	0.68	0.90
奈良県域	0.53	0.56	0.46	1.00	1.00	1.00	0.67	0.72	0.90
和歌山県域	0.45	0.45	0.43	0.99	1.00	1.00	0.57	0.67	0.90

青字は前年度より改善した値、赤字は前年度より後退した値

- 新・全国統一指標の目標値(R6年)については、令和2年度に設定。
- R2年度の数値目標の設定については、基準値と全国平均値を比較して目標値に近い方の値としていた。
- R3年度からは、目標に向かって着実に数値を改善していくという観点から、令和2年度目標値から目標年までの均等割りをベースとした目標値の設定とする。
- R4年度は、地域の目標値、実績値を踏まえて、各発注機関毎に設定。
- 特に、工事の地域平準化率の改善を重点目標として目標設定するとともに、各発注機関における取組内容を共有する。

## 地域毎の目標値の考え方



# 新・全国統一指標を踏まえた令和4年度の取組(1)

対象		新・全国統一指標									
工事	$\text{地域平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$										
	地域	基準値 (R1)	実績 (R2)	目標(R4) (案)	目標 (R6)	取組項目(継続) ・(さ)債務負担行為の活用 ・(し)柔軟な工期設定 ・(す)速やかな繰越手続き ・(せ)積算の前倒し ・(そ)早期執行のための目標設定					
	近畿ブロック	0.72	0.67	0.75	0.78						
	福井県域	0.68	0.68	0.73	0.76						
	滋賀県域	0.65	0.61	0.72	0.74						
	京都府域	0.73	0.68	0.75	0.77						
	大阪府域	0.67	0.63	0.72	0.73						
	兵庫県域	0.78	0.70	0.80	0.82						
	奈良県域	0.73	0.59	0.77	0.81						
	和歌山県域	0.73	0.67	0.76	0.78						
					調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村						

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	近畿		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
地域平準化率 (工事)	R4 (目標)	0.85	0.83	0.80	0.73	0.75	0.72	0.77	0.75	0.75	0.73	0.70	0.73	0.72	0.81	0.76	0.79	0.77	0.77	0.76	0.76

※ 青字は、地域目標値よりも高い目標を設定している発注機関

### R4年度取組内容(案)

- 平準化の先進事例「さ・し・す・せ・そ」の積極的な活用による施工時期の平準化を進める。
- 実施状況についてアンケートを行い、進捗状況の確認・共有を行う。

# 新・全国統一指標を踏まえた令和4年度の取組(2)

対象		新・全国統一指標									
工事	週休2日対象工事の実施状況＝ $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$										
	地域	基準値 (R1)	実績 (R2)	目標 (R4) (案)	目標 (R6)	取組項目(継続) ・週休2日対象工事の発注率 ・基準書等に基づく工期設定 ・公告時に施工条件を提示 調査対象機関 ○: 国等 ○: 都道府県 ○: 政令市 -: 市町村					
	近畿ブロック	0.30	0.76	0.84	1.0						
	福井県域	0.03	1.00	1.00	1.0						
	滋賀県域	0.83	1.00	1.00	1.0						
	京都府域	0.09	0.52	0.68	1.0						
	大阪府域	0.36	0.78	0.85	1.0						
	兵庫県域	0.71	0.98	0.99	1.0						
	奈良県域	0.05	1.00	1.00	1.0						
	和歌山県域	0.05	0.31	0.64	1.0						

※ 青字は、R6目標値を達成している地域

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	近畿		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
週休2日対象工事	R4 (目標)	1.00	0.84	1.00	-	1.00	-	1.00	1.00	-	1.00	1.00	0.05	-	1.00	1.00	-	1.00	-	0.64	-

※ 青字は、地域目標値よりも高い目標を設定している発注機関または、R2実績がR6年度目標を達成済みの発注機関

### R4年度取組内容(案)

- (1) 各発注機関で、週休2日対象工事の発注率拡大に向けた取組を行う。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

# 新・全国統一指標を踏まえた令和4年度の取組(3)

対象		新・全国統一指標									
工事	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$									
	地域	基準値(H30)	実績(R1)	目標(R4)(案)	目標(R5)	取組項目(継続)  ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(H31)の使用  調査対象機関 ー:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村					
	近畿ブロック	—	—	—	—						
	福井県域	0.90	0.93	0.97	1.0						
	滋賀県域	0.99	0.99	1.00	1.0						
	京都府域	0.92	0.95	0.98	1.0						
	大阪府域	0.93	0.97	0.99	1.0						
	兵庫県域	0.93	0.95	0.98	1.0						
	奈良県域	0.90	0.87	0.97	1.0						
	和歌山県域	0.96	0.93	0.99	1.0						

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	近畿		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	R4(目標)	-	-	1.00	0.97	1.00	1.00	1.00	0.98	0.98	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	0.98	1.00	0.97	1.00	0.99

※ 青字は、地域目標値よりも高い目標を設定している発注機関または、R1実績がR5年度目標を達成済みの発注機関

### R4年度取組内容(案)

- (1) 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

# 新・全国統一指標を踏まえた令和4年度の取組(4)

対象		新・全国統一指標									
業務	第4四半期納期率(件数) = $\frac{\text{(第4四半期[1~3月]に完成する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$										
	地域	基準値 (R1)	実績 (R2)	目標 (R4) (案)	目標 (R6)	取組項目(継続) ・繰越明許費の活用 ・債務負担行為の活用 ・履行期間平準化のための目標設定 調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市町村					
	近畿ブロック	0.52	0.50	0.48	0.46						
	福井県域	0.51	0.37	0.37	0.46						
	滋賀県域	0.51	0.47	0.47	0.46						
	京都府域	0.49	0.46	0.45	0.43						
	大阪府域	0.56	0.56	0.48	0.47						
	兵庫県域	0.49	0.44	0.44	0.46						
	奈良県域	0.53	0.56	0.48	0.46						
	和歌山県域	0.45	0.45	0.44	0.43						

※ 青字は、R6目標値を達成している地域

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

	地域	近畿		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
	機関	近畿地整	国等機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県	各市町村
第4四半期納期率 (業務)	R4 (目標)	0.35	0.48	0.37	-	0.47	-	0.45	0.40	-	0.48	0.48	0.48	-	0.44	0.45	-	0.48	-	0.44	-

※ 青字は、地域目標値よりも高い目標を設定している発注機関または、R2実績がR6年度目標を達成済みの発注機関

### R4年度取組内容(案)

- (1) 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
- (2) 各発注機関において履行期間平準化のための目標を設定し、平準化を進める。
- (3) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

対象		新・全国統一指標				
業務	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況					$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$
	地域	基準値 (H30)	実績 (R1)	目標 (R4) (案)	目標 (R5)	取組項目(継続) ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(H31)の使用 調査対象機関 ー:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ー:市町村
	近畿ブロック	ー	ー	ー	ー	
	福井県域	1.00	1.00	1.00	1.00	
	滋賀県域	0.96	1.00	1.00	1.00	
	京都府域	1.00	1.00	1.00	1.00	
	大阪府域	1.00	1.00	1.00	1.00	
	兵庫県域	0.99	1.00	1.00	1.00	
	奈良県域	1.00	1.00	1.00	1.00	
和歌山県域	0.99	1.00	1.00	1.00		

※ 青字は、R5目標値を達成している地域

## 全ての地域において、R5目標値を達成！

### R4年度取組内容(案)

- (1) 引き続き、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。
- (2) 実施状況について、進捗状況の確認・共有を行う。

# 新・全国統一指標を踏まえた令和4年度の取組(6)

対象	近畿独自指標									
工事	設計変更ガイドライン策定・活用率									
						策定率 = $\frac{\text{(設計変更ガイドラインを策定・活用している府県域内の市町村)}}{\text{(府県域内の市町村数)}}$				
	地域	基準値 (R1)	実績 (R2)	目標(R4) (案)	目標(R6)	取組項目(継続)  ・設計変更ガイドラインの策定目標時期  調査対象機関 ー:国等 ー:都道府県 ー:政令市 ○:市町村				
	近畿ブロック									
	福井県域									
	滋賀県域									
	京都府域									
	大阪府域									
	兵庫県域									
	奈良県域									
和歌山県域										

## 地域毎の目標値を踏まえた各機関毎の目標値

※ 青字は、R6目標値を達成している地域

	地域	近畿		福井県域		滋賀県域		京都府域			大阪府域				兵庫県域			奈良県域		和歌山県域	
		機関	近畿地整	国等機関	福井県	各市町村	滋賀県	各市町村	京都府	京都市	各市町村	大阪府	大阪市	堺市	各市町村	兵庫県	神戸市	各市町村	奈良県	各市町村	和歌山県
設計変更ガイドライン策定・活用率	R4 (目標)	-	-	-	0.66	-	0.77	-	-	1.00	-	-	-	0.76	-	-	0.75	-	0.81	-	0.77

※ 青字は、地域目標値よりも高い目標を設定している発注機関または、R2実績がR6年度目標を達成済みの発注機関

### R4年度取組内容(案)

- (1) 市町村で「ガイドラインの策定、又は、府県のガイドラインの準用」が図られるように推進を図る。
- (2) 実施状況について、アンケート調査等により、進捗状況の確認・共有を行う。

- **新・全国統一指標における各発注機関  
のR4年度の取組**
- **府県における市町村へのICT普及のため  
の取組**

## 地域平準化率(工事)

発注機関目標値： 0.85

取組内容：

- (1) 発注計画作成段階において、平準化率を満足できるように管理を行う。
  - ・第1四半期の工事稼働率を増やす必要があり、年度途中からの平準化率の改善は困難であることから、発注計画段階での平準化率を満足することが重要。
  - ・近畿地方整備局では、昨年12月～本年2月にかけて、発注見通しの把握や発注ロットヒアリングを行うなど、事務所単位での平準化率の管理を実施。
- (2) 発注の遅延等に対しては、翌債や余裕期間制度を活用するように取り組む。
  - ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

## 履行期限の分散(業務)

発注機関目標値： 0.35

取組内容：

- (1) 早期発注や平準化国債を活用し、履行期限が分散した発注を計画、実施。
  - ・履行期限が分散した発注計画のため、平準化国債(ゼロ国含む)を活用。
  - ・国債活用、ロット拡大、発注時期の分散化により、職員の年度末の業務量を削減し、早期発注を拡大。
- (2) 発注・履行の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。
  - ・発注・履行の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な履行期間を確保。

### 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.80

取組内容：

債務負担行為の積極的な活用、速やかな繰越手続きにより、施工時期が偏らないよう努めていく。

(2)市町村の目標値： 0.73

取組内容：

市町の発注担当者等との会合の場など、機会があるたびに、平準化に向けた取り組みを推進してもらおうと呼びかけていく。

### その他取組

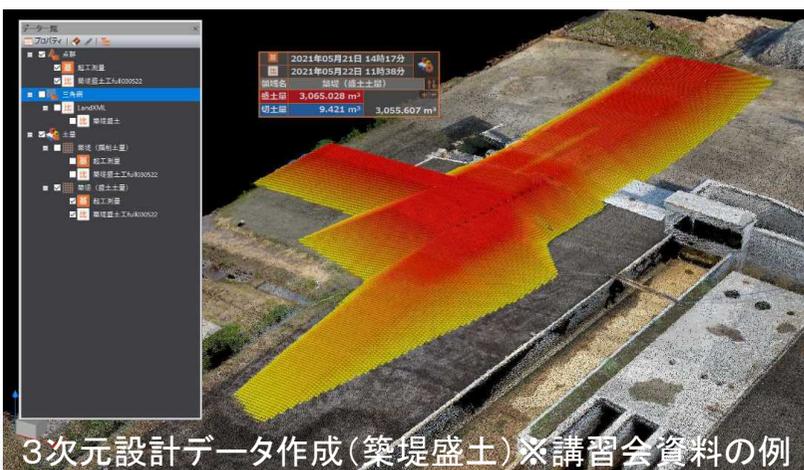
業務委託における履行期間の平準化(第4四半期納期率)を改善するため、早期発注に努めるとともに、適正な履行期間をとると翌年度にまたがる場合には、繰越制度を柔軟に活用していく。

福井県では、ICT活用工事の推進を目的として、ICT活用工事の現場で官民を対象とした講習会を随時開催(管内市町担当者も参加)

## 福井県主催の講習会等開催実績

開催年度	回数	参加人数 (県・市町・施工業者等)
平成29年度	4回	142名
平成30年度	1回	18名
令和元年度	3回	126名
令和2年度	4回	133名
令和3年度	6回	163名
合計	18回	582名

## 講習会の開催状況



3次元設計データ作成(築堤盛土)※講習会資料の例

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.75

取組内容：

本年度と次年度に発注する工事と業務を対象に、発注機関毎に目標(R4、R5平準化率、R4第4四半期納期率)を達成出来るよう、積極的な債務負担行為の活用や積算の前倒し等を図った上で、発注計画を作成、進行管理を行う。

(2)市町村の目標値： 0.72

取組内容：

余裕期間制度の活用、積算の前倒し、発注見通しの公表など、工事の施工条件に照らして各市町で実施できる取組を積極的に行う。

## その他取組

- ・全庁的に平準化を推進するため、定期的に関係部局間連携会議を開催し、情報共有と取組の促進を図る。
- ・県内市町の平準化を推進するため、調整会議や発注者協議会分科会において情報共有と取組の促進を図る。

## 【ICT活用の状況】

- 滋賀県ではICT活用できる工事は発注者指定型または受注者希望型として発注（R3全体工事事件数の5割強をICT工事として発注）
- 県発注工事での普及が進んできたが市町ではICT活用工事の実績はない

(参考)

(件)

滋賀県	H30	R1	R2	R3
ICT活用工事	7	26	32	83

## 【市町の実情】

(主要な市へのヒアリングから)

- 施工規模の小さい工事（維持管理や地元要望に関する工事、工期の短い工事）が多く、受発注者ともにICT活用のメリットを感じていない
- 受発注者双方のICT施工経験者が少なく、知識、技術が不足

## 【課題】

- 小規模工事への適用
- 知識・技術の不足

## 【これまでの市町への取組】

### ○課題の把握

- 令和3年に市町のICT活用の現状・課題の把握

### ○技術者の育成

- 令和3年に県・市町対象のICT活用工事現場研修を新設（1回開催 市町から6名参加）

## 【今後の市町への取組】

### ○小規模工事への適用

- 滋賀県i-Construction推進連絡会、発注者協議会等での情報提供
  - ・部分的にICT活用できる簡易型ICT活用工事の制度紹介
  - ・小規模現場に対応した県施工要領を作成し紹介
- 市発注工事のICT部分活用試行を支援

### ○技術者の育成

- 県が主催する研修を充実（ICT活用工事現場研修のほかICT基礎講座、ICT活用講座を実施）

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.77

取組内容：

令和4年第一四半期の工事稼働件数をあげるための取組について記載をお願いします。

新担い手三法を踏まえ、令和元年7月に京都府公契約大綱を改正し、施工時期を平準化する取組を明記し、9月議会において繰越予算の上程を行うなど、平準化に取り組んでいる。

引き続き、繰越予算及び債務負担行為を活用し、施工時期の平準化に努める。

(2)市町村の目標値： 0.75

取組内容：

公契連や発注者協議会を通じて、京都府の繰越予算及び債務負担行為を活用事例や平準化の目標値など、平準化の取組みに関する情報提供を行う。

## その他取組

第4四半期納期率(業務)については、工事同様、繰越予算及び債務負担行為を活用して、平準化に努める。

▶市町村へのICT活用工事の普及のため、京都府公共工事発注者協議会幹事会(R3.11)において、各市町村での導入状況と導入に向けた課題について意見交換を行ったところ以下のとおりであった。

## ◆【現 状】

- ・導入済:1市(※ICT活用工事の実績有り)
- ・検討中:1市
- ・予定無:23市町村 ※京都市除く

## ◆【課 題】

- ・市町村は小規模な工事や維持管理的な補修工事がほとんどであり、ICTの有効活用が見込める事業が少ない。
- ・受注者からの要望も特にない。
- ・予算の確保が困難
- ・ICT導入に対する設備や職員の技術習得が必要

## ▶普及に向けた取組

- ・府で行っているICT活用工事の現場見学会への市町村職員の参加や府発注者協議会等において、府の取組状況の情報共有を行っている。
- ・今後も、小規模な建設現場に対応したICT施工技術などを情報共有し、市町村へICT活用工事の導入について呼びかけていく。
- ・いわゆる「ICT活用工事」だけでなく、工事現場における待ち時間や非効率な作業を改善するための、例えば遠隔臨場や電子小黒板といった簡易なICT技術の活用も重要であり、全体として生産性の向上が促進されるよう周知していく。

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.73

取組内容:

「債務負担行為の活用」

⇒予算要求段階(前年度)から計画的に実施

「積算の前倒し」

⇒工事・業務の1か月前倒しを幹部会議で働きかけるとともに業務積算の前年度実施を促進

「上半期入札公告率95%を目標設定」

⇒幹部会議で毎月の実績を共有

(2)市町村の目標値: 0.72

取組内容:

設定された目標や大阪府の取組等を大阪府発注者協議会等で情報提供

## 【現 状】

- ・大部分の工事 ⇒ 中小の維持修繕工事
- ・少数の工事 ⇒ 大規模土工主体の工事、道路の新設・改良工事

⇒ ICT活用工事  
低調に推移

## 【方 針】

ICT活用工事の普及のためには、小規模に適した制度構築が必要。

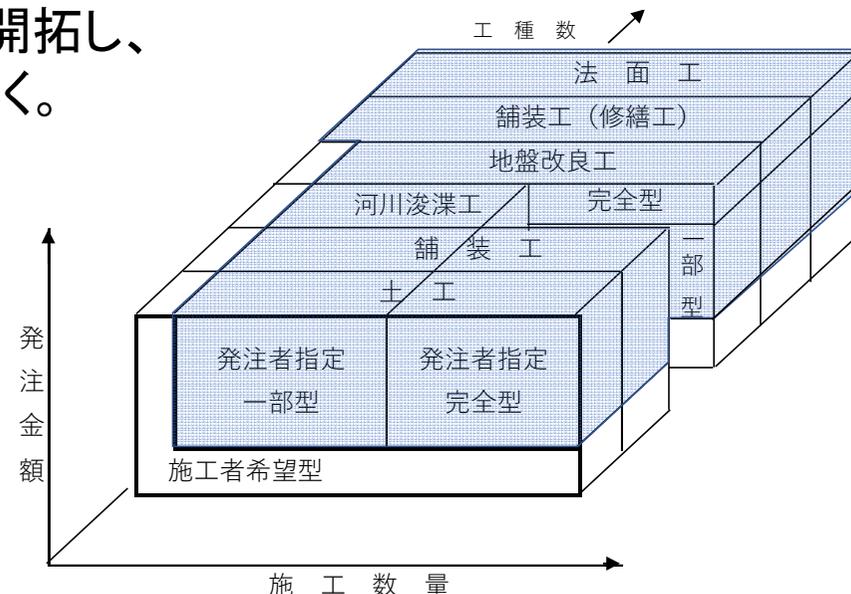
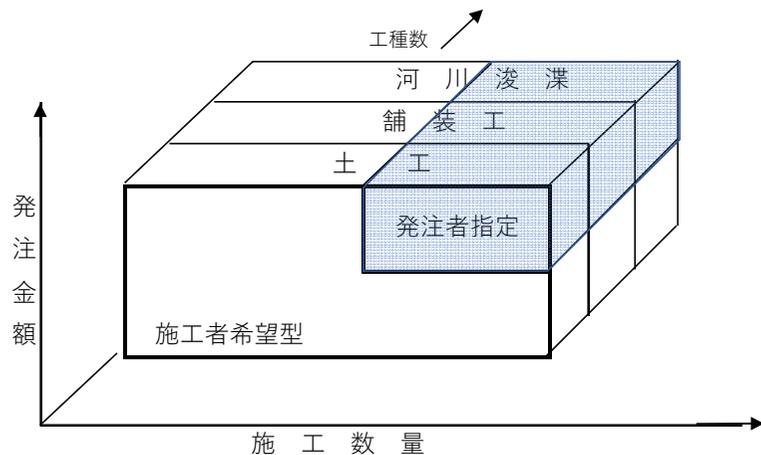
## 【方 策】

- ・令和4年度にICT活用工事要領を改訂し、大阪府独自の取組みを開始。 ⇒ 拡大を目指す
- ・舗装修繕工・法面工において発注者指定型を導入。
- ・ICT建機が不経済な領域 ⇒ ICT施工等を必須としない「発注者指定(一部)型」を創設

⇒ 拡大を目指す

## 【市町村のICT普及への効果】

- ・小規模工事においてもICT技術を活用できる分野を開拓し、市町村工事にも活用可能なICTの知見を集積していく。



## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.81

取組内容:

引き続き、債務負担行為の活用、余裕期間制度の活用、積算の前倒し、早期執行のための目標設定に努める。(兵庫県R2実績:0.81)

(2)市町の目標値: 0.79

取組内容:

兵庫県発注者協議会分科会を年度内に臨時開催し、目標達成に向けた市町への働きかけを行う。

## 設計変更ガイドライン策定・活用

(1)市町の目標値: 0.75

取組内容:

兵庫県発注者協議会分科会を年度内に臨時開催し、目標達成に向けた市町への働きかけを行う。

## ●市町職員を対象とした研修を実施

### 研修目的

本研修では、ICT活用工事の現状、兵庫県の取り組み、ICT活用工事監理のポイントならびに工事検査を学び、ICT活用による建設現場の生産性向上について理解を深めるとともに、ICT活用工事の発注者として必要な基礎知識の習得を図る。

### 開催方法

オンデマンド研修(録画配信)

※配信期間中(R4年2月24日9:00  
~3月11日17:00)はパソコン、タ  
ブレット、スマートフォン等から視  
聴可能

開催者 公益財団法人

兵庫県まちづくり技術センター

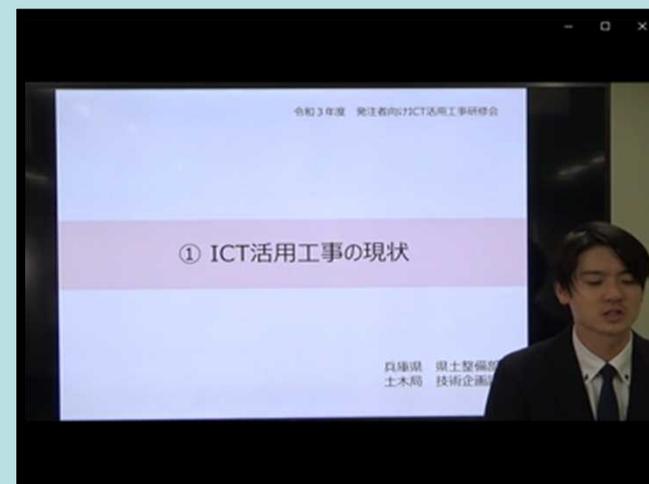
### プログラム

- ①「ICT活用工事の現状」
- ②「兵庫県の取組み」
- ③「ICT活用工事監理のポイント」

参加者 234名

うち市町職員 50名

### 配信状況



## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.77

取組内容：

下記に留意しつつ、発注計画を策定し、それを元に進捗管理を行う

＜施工規模の大きいもの(設計金額5000万円以上)＞

上半期契約を基本としつつ、積極的に債務負担行為を活用

＜施工規模の小さいもの(設計金額5000万円未満)＞

施工上の制約があるものや維持修繕などを除き、早期発注(第1四半期)を行い  
上半期契約にこだわらず債務負担行為を活用

(2)市町村の目標値： 0.77

取組内容：

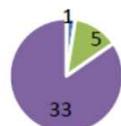
地域発注者協議会等を通じて、各市町村へ平準化率目標値や取組事例の周知や  
情報交換に努める。

## 令和2年度の取組

令和2年度 **奈良県地域発注者協議会**において「建設業の働き方改革の推進について」のアンケート調査を実施し、「**市町村のICT工事の導入状況**」を調査

39市町村のうち  
導入済み: 1  
導入を検討中: 5

ICT活用工事について



アンケート結果には、「**建設業における生産性の向上**」の重要性についてのコメントと県の取り組みを付して市町村へフィードバック

**ICT工事は大規模工事が対象**と認識されており市町村発注工事は工事規模が小さく、導入が進まない(上記アンケート結果より)



近畿地方整備局の

**施工段階におけるICT活用講習会【体験型】**  
～小規模工事でも生産性向上を！～

を活用させてもらい、市町村担当者に小規模なICT施工を体験してもらう機会をつくった

## 令和3年度の取組

令和3年度 **奈良県地域発注者協議会**において「**工事におけるデジタル化への取組みについて**」を議題とし、県の取り組みを紹介しながら、**ICT技術を用いた建設生産性の向上の重要性を共有**



近畿インフラDX推進センターのインフラDX研修など、**ICT工事に関する研修の情報提供を実施**

## 令和4年度の方針

県のBIM/CIM研修など、**ICT工事に関する講習会の対象を市町村職員に拡大することを検討**

近畿インフラDX推進センターのインフラDX研修など、**ICT工事に関する研修の情報提供を実施**

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値： 0.76

取組内容：

平準化のための債務負担行為について、年々拡大し予算を確保  
国の3次補正予算については、早期発注に努めるため、12月議会で予算化

平準化率に加えて、独自の平準化目標を設定

〈独自の平準化目標〉

➤ 実工期末(完成日)が3月となる件数／全体件数について、工事は15%以下、業務は25%以下に縮減

(2)市町村の目標値： 0.76

取組内容：

平準化のための「さ・し・す・せ・そ」について、地域発注者協議会の取り組み目標として設定するとともに、R3年度は首長を個別訪問し意見交換を実施。R4年度も引き続き意見交換を行っていく予定。

## その他取組

週休2日工事

発注機関目標値： 0.64

取組内容：

受注者希望型の対象を予定価格(税抜き)15,000千円以上の工事から原則全ての工事に拡大  
週休2日を達成できるよう小規模工事におけるICT活用工事の普及拡大にも取り組む

## 現場見学会の実施

県実施のICT活用工事において、現場見学会を実施

### ・平成30年度

和歌山県建設技術協会主催 県外現場見学会

国道163号木津東BP工事（京都府木津川市）

参加者：23名 うち市町村職員9名

### ・令和元年度

工事名：海南金屋線道路改良工事

参加者：83名 うち市町村職員20名

内 容：講義1時間、現場見学30分

- ・ ICT施工の基礎について1時間講義を行った上、現場見学を実施
- ・ 当初予定していた定員をオーバーしたため、Web配信を実施
- ・ オペレーターと通信しながら、モニターを使って参加者に施工方法の説明を実施



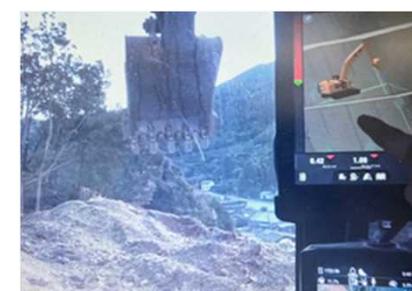
講義の状況



Web配信状況



現場見学の状況



オペレーターと通信しながらの説明

- ・ 令和2年度、3年度は感染症の影響で中止

## 和歌山県地域発注者協議会等において周知

- ・ 平成30年度から毎年各市町村を個別訪問し、最近のトピックとしてICT施工について周知
- ・ 平成30年度から技術基準等説明会（各発注機関毎）において、ICT施工についての説明を実施

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.75

### <取組内容>

#### ア 積算の前倒し

早期発注の励行による履行期限の前倒し

#### イ 債務負担行為の活用

発注時期や履行期間に応じて債務負担行為を活用し、年度を跨ぐ履行期間を設定

## 週休2日工事

(1)発注機関目標値: 1.00

### <取組内容>

原則、全ての工事を「週休2日工事」の対象（災害復旧工事や工期等に制約がある工事は除く）

### <参考>全体工事に占める週休2日工事の割合（件数ベース）

- ・ 令和3年度 約 20%
- ・ 令和4年度 約100%（予定）

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.70

取組内容:

- ・施工時期の平準化を目的とした債務負担行為の活用及び余裕期間制度を導入している。
- ・適正な工期設定にあたり、債務負担行為の活用による平準化について庁内に通知を発出している。
- ・下記に記載する測量・建設コンサルタント業務の平準化(債務発注)の取組みと併せて、一連で施工時期の平準化を進めていく。

## その他取組

- ・測量・建設コンサルタント業務における履行期間の平準化に向けて、令和4年度予算より平準化を目的とする債務負担行為の活用を行うこととした。

## 地域平準化率(工事)

(1)発注機関目標値: 0.73

取組内容:

- ・工期が12ヶ月未満の工事においても、債務負担行為を活用します。
- ・設計・積算の前倒しを行い、速やかに発注手続きを行います。
- ・速やかに発注手続きができるために「概算数量発注方式」を令和3年度より一部導入し、4年度以降も拡充を検討します。
- ・職員の意識向上としまして、研修内容の一部に「地域平準化率」について取入れます。

## その他取組

週休2日工事では積算金額が増額となる事から、本市の対象工事率は低い値が推移しております。しかし、令和4年度以後においても、確実に目標達成へ向けて取組みます。

(令和3年度現状)

令和3年度……………受注者希望方式(総合評価落札方式)

(令和4年度以後の予定)

令和4年度……………発注者指定方式(総合評価落札方式)

令和5年度……………発注者指定方式(総合評価落札方式)

受注者希望方式(総合評価落札方式以外の工事)

令和6年度……………発注者指定方式(全ての工事)

令和6年度には、全ての工事を週休2日制対象工事として、発注者指定方式で発注する見込みとしております。

## 地域平準化率(工事)

(1) 発注機関目標値: 0.76

平成29年度に定めた以下6つの方策に基づき、引き続き発注部署毎に平準化に取り組むとともに、新たに定めた目標の達成に向けて6方策のさらなる推進が図られるよう、文書や会議を通じて発注部署へ啓発を行う。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①公共工事の業務量の確保 | ②債務負担行為の積極的な活用 |
| ③繰越明許の前倒し    | ④発注計画の策定と進捗管理  |
| ⑤設計・積算の年度前倒し | ⑥柔軟な工期の設定      |

## その他取組

(1) 第4四半期納期率(業務)

建設コンサルタント業務に係わる業界団体より、平準化の取り組みへの一定の評価とともに、さらなる取り組みを求める声もあり、新たに定めた目標をベースに、工事の平準化に関する取り組みを基に、引き続き平準化の取り組みを進める。

週休2日対象工事の実施状況

(1)発注機関目標値： ー (令和4年度の発注予定 : 概ね100件中、70件は週休2日対象で発注予定)

取組内容 :

(経緯)

H30. 7	週休2日(受注者希望方式)を導入
R1. 7	発注者指定方式を追加
<b>R3. 10</b>	対象工事の変更 ※ 全ての発注工事を対象とし、 <b>原則、発注者指定方式とする。</b>

(参考)

**R3.10**  
以降

・ 令和3年10月以降に公告する全ての土木及び施設工事を対象とし、原則、発注者指定方式とします。

なお、下記工事については、発注者指定方式の対象としない場合があります。

《発注者指定工事の対象としないことのできる条件》

- ①供用(完成)時期に影響する場合
- ②早期の解除が求められる長期間の交通規制を伴う工事
- ③災害復旧工事等
- ④事務所発注工事等で工事規模が小さい場合(令和4年度以降は対象外)

# 基準・要領・システム等の標準化・共有化

## 工事成績評定基準の統一化・標準化

- ✓ 工事成績評定の発注者間(国、地方公共団体等)の相互利用を促進するために、工事成績評定の審査項目別運用表の個別項目のすり合わせによる統一化を実施。
- ✓ R4年4月より、全ての府県・政令市において、統一化が可能なものは、統一化した項目での運用を開始予定。

## 工事関係様式の統一化・標準化

- ✓ 受注者の省力化を考慮し、工事関係様式の統一化に向けた、すり合わせを実施。
- ✓ R3年度より、全ての府県・政令市において、統一化が可能なものは、統一化した様式で運用開始。

## 地方公共団体等への技術支援

- ✓ 出前講座（適正な検査と工事成績評定について 等）
  - ・ R2年度出前講座の開催状況 : 4団体で110名の参加
  - ・ R3年度出前講座の開催状況 : 4団体で171名の参加
- ✓ 自治体職員の本官工事検査への臨場立会
  - ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、R3の臨場立会は未実施。

◆【工事監督検査基準・様式の標準化・統一化】として、下記についてH28より検討。

①『工事成績評価基準』（審査項目別運用表の統一化・標準化）

②『工事関係様式』（工事関係様式の統一化・標準化）

◆H29より他府県・政令市に展開。

◆H30はすべての地方公共団体との工事関係様式について統一化を実施。

◆R4以降は運用状況を確認し、課題を把握したうえでフォローアップを行う。

## 【今後のスケジュール】

項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
◆『工事成績評価基準』（審査項目別運用表の統一化・標準化）	各府県・政令市とのすり合わせ			標準化（地方公共団体運用開始）		課題の抽出	フォローアップ
	兵庫県	和歌山県、大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪市、奈良県、京都市、神戸				
◆『工事関係様式』（様式の統一化・標準化）	各府県・政令市とのすり合わせ			標準化（地方公共団体試行）		課題の抽出	フォローアップ、本運用
	和歌山県	京都府、奈良県、神戸市	福井県、滋賀県、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市				

# 工事監督検査基準・様式の統一化・標準化【運用開始予定時期】

府県・政令市	工事検査基準等の統一化・標準化 【R3年度内に運用開始を目標】		工事関係様式の統一化・標準化 【R2年度内に運用開始を目標】	
	福井県	H30実施	現行98% H31.4運用開始済み	H30実施
滋賀県	H30実施	現行99% -	H30実施	現行97% R2.4運用開始済み
京都府	H30実施	現行98% R2.1運用開始済み	H29実施	現行81% R2.7運用開始済み
大阪府	H30実施	現行98% R03.4運用開始済み	H30実施	現行94% R2.4運用開始済み
兵庫県	H28実施	現行100% H30.4運用開始済み	H30実施	現行90% H30.10運用開始済み
奈良県	H30実施	現行100% H31.4運用開始済み	H29実施	現行100% H31.4運用開始済み
和歌山県	H29実施	現行98% R1.6運用開始済み	H28実施	現行97% R2.7運用開始済み
京都市	H30実施	現行99% R1.10運用開始済み	H30実施	現行94% R1.10運用開始済み
大阪市	H29実施	現行100% -	H30実施	現行74% R3.4運用開始済み
堺市	H30実施	現行92%→見直し予定99% R4.4運用開始 完了	H30実施	現行97% R1.11運用開始済み
神戸市	H30実施	現行98% H31.4運用開始済み	H29実施	現行90% H30.4運用開始済み

全て運用開始済み

 : 運用開始済み(11/11地方公共団体)

 : 運用開始済み(11/11地方公共団体)

# 近畿地方整備局 営繕部からの情報提供

1. 営繕工事における各種取組
2. 官庁営繕の技術基準
3. 公共建築相談窓口

# 営繕工事における働き方改革の取組(令和4年度)

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

## 建設業における取組

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(第1次改訂)

適正な工期設定・  
施工時期等の平準化

必要経費への  
しわ寄せ防止の徹底

生産性向上

下請契約における  
取組

適正な工期設定等  
に向けた発注者支援の  
活用

## 営繕工事における取組

(凡例: 令和4年度からの取組—下線・太字)

- 適正な工期設定
  - ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」を踏まえた適切な工期設定。必要な工期延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底)
  - ・各工程の施工期間の確保(監督職員が実施工程表で確認。概成工期を発注時に設定)
- 週休2日の推進
  - ・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用
  - ・週休2日促進工事(4週8休を前提とした労務費補正・モニタリングによる改善)を実施(新築工事、**規模の大きい改修等工事は原則発注者指定**)
- 施工時期等の平準化
  - ・債務負担行為の積極活用(適正な工期確保、完成時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の原則活用
- 予定価格の適正な設定
  - ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な現場での対策や、工事の一時中止の費用を適切に計上
- ICTの積極的な活用等
  - ・設計から施工(PFI事業において維持管理段階)まで一貫したBIMの活用に向けた試行・**BIM調整会議(仮称)の実施**・**EIR(試案)の試行**・改定したBIMガイドラインの活用
  - ・情報共有システムの活用(機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定により活用、全ての設計業務で適用可能)・電子小黒板の活用(原則全ての工事で活用)・WEB会議等の活用
  - ・発注・完成時の評価による生産性向上技術の導入促進・設計段階から個別の生産性向上技術の活用を指定(試行)・生産性向上に配慮し改定した仕様書の適用
  - ・建設現場の遠隔臨場の試行及び要領の作成・ICT建築土工の試行
- 書類の簡素化
  - ・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化
  - ・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止・完成図等の提出を原則電子に一本化
  - ・国の統一基準として工事の標準書式を制定
- 関係者間調整の円滑化(建築固有の対応)
  - ・設計者から施工者等への遅滞ない設計意図伝達(報告等の期限を遵守する旨を規定)
  - ・関連する工事間での納まり等の調整を効率化(施工図作成ガイドラインやBIMの活用)
  - ・関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、ASP等の活用)

公共建築工事、民間建築工事の受発注者への普及促進

# 営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないように配慮するなど、  
各工程の適正な施工期間を確保する。

## 1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

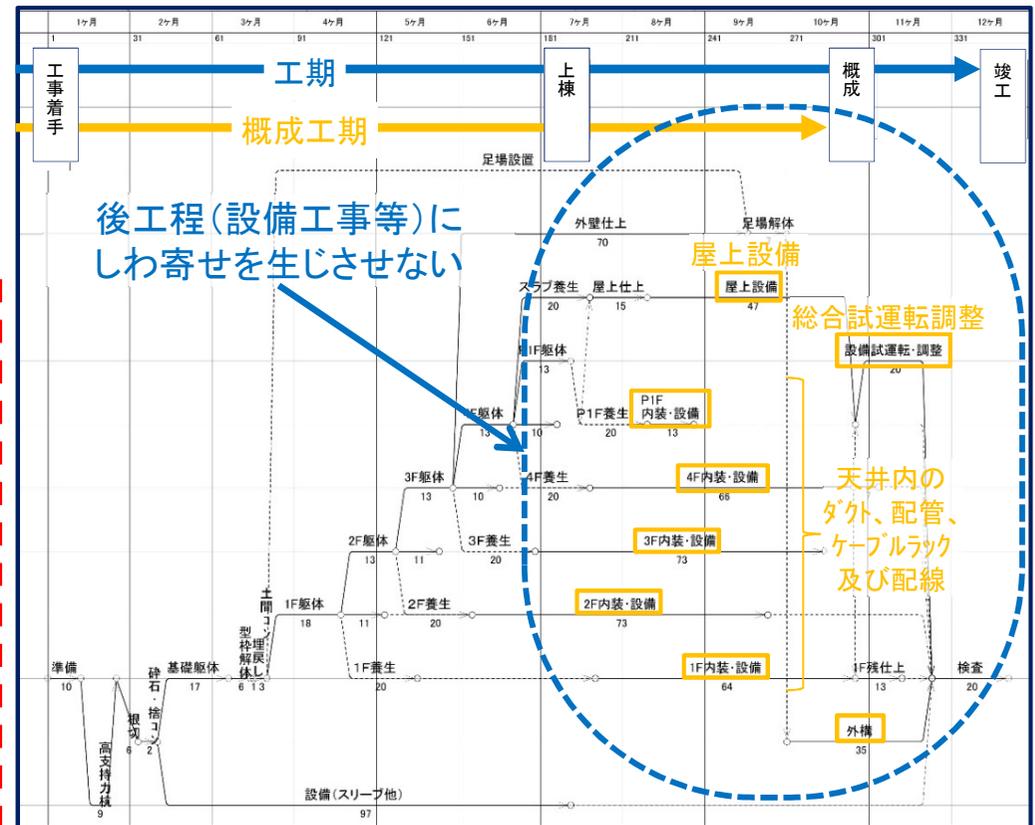
## 2 実施工程表の確認 (工事施工段階)

○ 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認

- ① 概成工期が明記されていること※3
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
- ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること
  - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
  - イ) 屋上設備
  - ウ) 総合試運転調整

○ 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

## ■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3,000㎡)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。

※3 概成工期が設定された工事の場合。

# 営繕工事における週休2日工事の概要

- ・ 政府の働き方改革実行計画(平成29年3月)等に建設業においては週休2日の推進等の休日確保などに取組むことが位置づけ
- ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する週休2日工事において労務費等の補正を導入

- 週休2日工事は、4週8休以上の現場閉所(分離発注工事の場合は、4週8休以上の現場休息)
- 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間などを除く)
- 発注者が週休2日の取組を指定する発注者指定方式(新築、規模の大きい改修等工事)と受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式のいずれかで実施
- 現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正※

共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

※ 発注者指定方式、受注者希望方式の両方式とも当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正。①の現場閉所率(対象期間内の現場閉所日数の割合)が未達の場合、発注者指定方式では労務費補正分を減額変更する。受注者希望方式では現場閉所率達成状況により補正係数を②又は③に変更して労務費を補正し、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、労務費補正分を減額変更。

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合)	1.05
②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)	1.03
③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)	1.01

- 工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価
- 現場閉所状況の確認については、受発注者双方の事務負担が増大しないよう、既存書類を活用
- 週休2日促進工事については、モニタリングを実施

- 「営繕積算方式」は公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化したもの
- 「適正な利潤の確保」のための「適正な予定価格の設定」等に向けて、「営繕積算方式」をわかりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成
- 本【概要版】は同マニュアルの要点を掲載  
(詳細は『営繕積算方式』活用マニュアルを参照 [https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000009.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html))

## 『営繕積算方式』活用マニュアル

### 公共建築工事積算基準

積算基準の体系、工事費の構成、各単価の算定方法、共通費の算定方法

### 基準の運用にかかる各種取組

- 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定  
最新単価の採用、少量・僅少施工での単価補正、「見積活用方式」、現場実態を反映した共通費の算定、工期に連動した共通費の算定 等
- 適切な設計変更、適切な数量算出  
「入札時積算数量書活用方式」、スライド条項の適切な運用、営繕工事積算チェックマニュアルの活用 等
- 新たな課題への対応  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、熱中症対策、墜落制止用器具（フルハーネス型）原則化対応 等

### 品確法

「適正な利潤の確保」のための「適正な予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

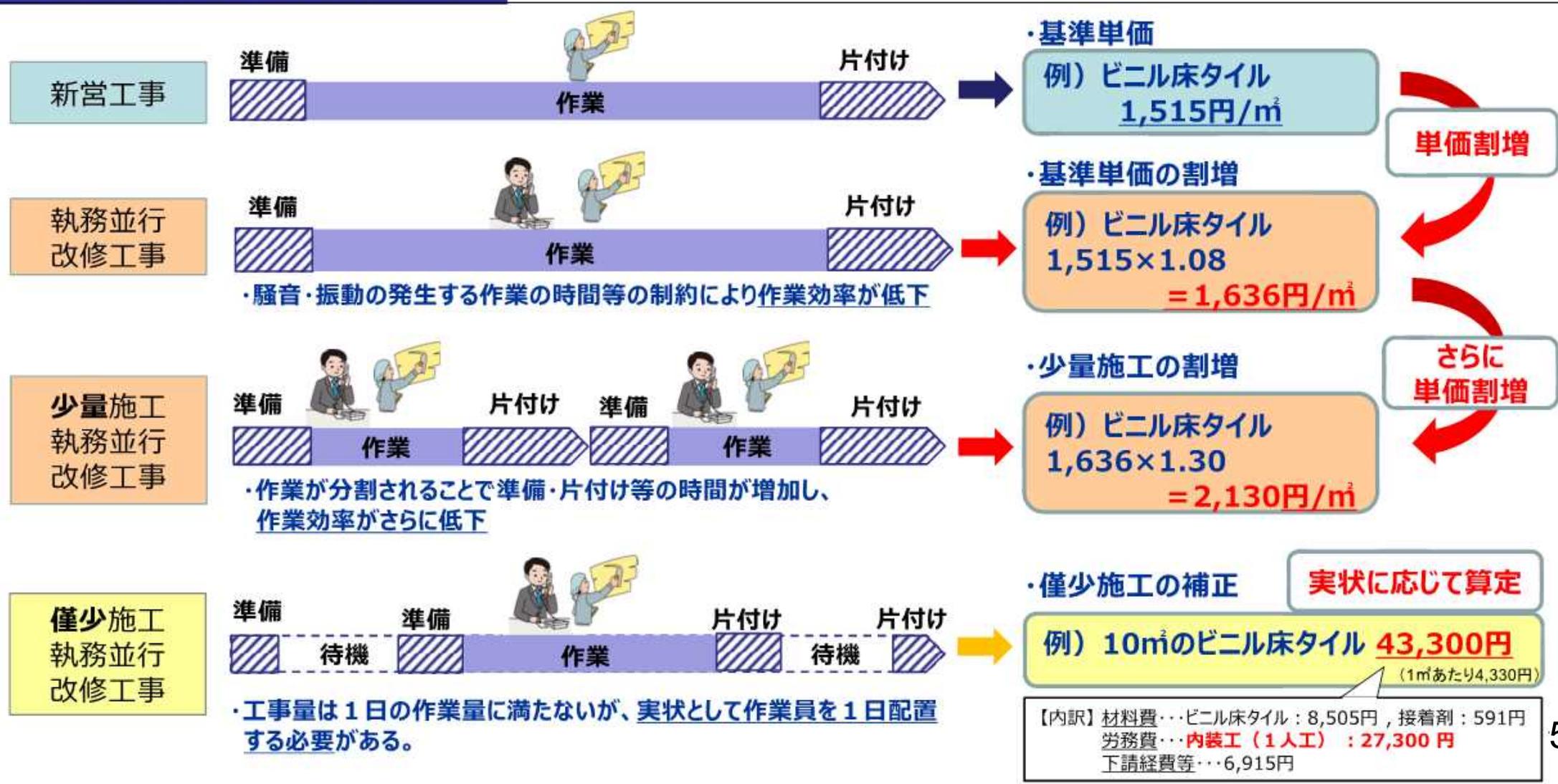
### 円滑施工確保 (不調不落対策)

災害時等の社会経済情勢が大きく変化した際には特に留意が必要

# 執務並行改修、工事量が少量、僅少の場合の単価補正等

- 執務並行改修工事の場合、作業効率が低下することを考慮して、単価の割増補正を行う。加えて、少量施工の場合は更に割増補正を行う。
- 施工数量が僅少の場合、現場実態を踏まえて実際に必要となる労務費・材料費を計上する

## 対象工事における割増しのイメージ



- 標準積算による価格と実勢価格との間に乖離が生じるおそれのある項目について、入札参加者の見積書を用いて予定価格を設定する

## 対象工事での流れ

入札前

発注者が、見積を求める工種、科目、細目等を入札公告に明記

入札参加者が、該当する項目の見積書を提出

発注者が、見積内容の妥当性を判断

※契約書等により取引実績を確認し、必要に応じてヒアリングを実施

発注者が、妥当性がある見積の内容を予定価格に反映

入札

# 「入札時積算数量書活用方式」の採用

- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項※とする

※入札時積算数量を使用した工事費内訳書の項目に適用

## 対象工事での流れ

入札前

発注者が、**入札時積算数量書を提示**

※入札時積算数量書の数量は、その数量での施工（履行）を求めるいわゆる「**契約数量**」ではない。

入札

入札参加者が、発注者が示す**入札時積算数量書の数量を用いて応札し、落札**

※入札時積算数量書の数量と異なる数量を用いた工事費内訳書の提出も可能。  
ただし、異なる数量の項目については本方式による**変更協議の対象外**となる。

契約

積算数量に疑義が生じた場合、**入札時積算数量書の数量を基に変更協議の請求等ができる**ことを規定した契約書で契約を締結（第18条の2に規定）

※入札時積算数量書を「**参考**」ではなく**契約事項**として位置づけ。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について(令和2年4月22日事務連絡)より

個々の工事現場の**感染拡大防止のために必要な対策**について、受注者より提出された**実施計画書**に基づき、受発注者間において**協議したうえで設計変更**を行う。

## ○感染拡大防止対策として計上する費用の例

「**防止対策費用**」…備品、器材等の購入・リース費

- ・現場に従事する者の**マスク**の購入
- ・現場に配備する**消毒液**の購入
- ・現場入場・退場時の現場内施設の**消毒作業**
- ・**体温計測器**の設置
- ・**遠隔現場管理**に要する機器及び通信費

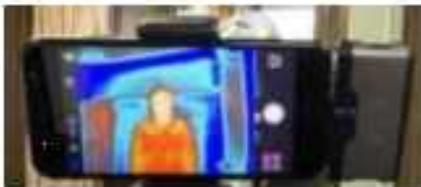
「**防止対策工事**」…密集回避、感染防止のための工事

- ・改修工事において、入居者エリアと工事施工エリアを区画するための**仮設間仕切りの設置工事**
- ・その他密集回避、感染防止のため必要な工事

・感染防止対策の費用に**現場管理費**及び**一般管理費等**が必要な場合は、費用に含める。  
(現場管理費率、一般管理費等率による計算対象とせず、見積により計上)

## ○感染拡大防止対策に係る費用の方法・留意点

- ・**変更設計図書**に感染拡大防止対策を**実施する旨が明記**されていることを確認する。
- ・対策に必要な数量・費用の根拠を「**実施計画書**」及び**見積書・領収書**などにより確認する。
- ・必要な費用は**元請分、下請分にかかわらず、計上**する。
- ・感染拡大防止対策費用には、**請負比率を乗じない**。



サーモカメラによる体温測定



消毒液の設置



Webカメラを利用した遠隔検査

# 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針

## BIMの取組

### ●官庁営繕事業における一貫したBIMの活用(試行・拡充)

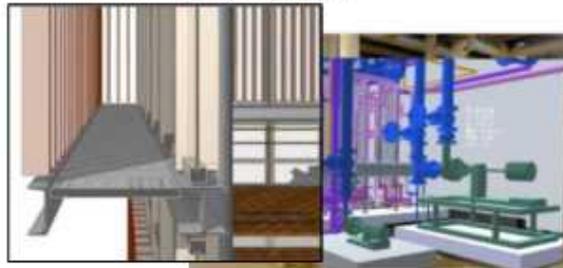
令和3年度に発注するPFI事業において、**維持管理段階**までの一貫したBIMの活用に向けた試行を実施



設計段階



BIM  
データの  
提供



施工段階



BIM  
データの  
提供



維持管理段階

成果図書の一部を**BIMで作成・納品**

提供されたデータを元に**施工BIMの実施**

提供されたデータの**維持管理段階での活用を検証**

## 情報共有、打合せ等の更なる円滑化

### ●情報共有システムを**原則発注者指定により活用**

・**原則全ての営繕工事**※で情報共有システムを活用



情報共有システムを活用した工事では**電子検査を実施**

※小規模のもの、工期の短いもの等を除く

### ●営繕工事における建設現場の遠隔臨場の**試行拡大**及び**要領の作成**(新規)

・「監督職員の立会い」を必要とする作業の一部に**遠隔臨場を適用する試行案件を拡大**



受発注者の作業効率化  
契約の適正な履行としての  
施工履歴の管理の実施

↓ 効果等を把握

**試行結果を踏まえ、要領を作成**

## 工事・業務関係書類等の押印・署名廃止、オンライン化

- 工事・業務関係書類については、**署名又は押印を廃止**する。
- 工事・業務において、設計図書等により書面で行うこととしている「指示」、「承諾」、「協議」等の手続きについては、原則として、**電子メール、情報共有システム等により行うこととする。**
- 工事・業務において、書面手続に電子メール又は情報共有システムを利用した場合は、**電子データを利用した検査を行う。**

# 官庁営繕の技術基準

国土交通省では、国家機関の建築物の整備や保全指導等を効率的かつ的確に実施するため、計画、設計、施工、保全等の各分野において、技術基準(基準・要領・資料)を定めています。

これらの技術基準を活用することにより、国家機関の建築物の整備や保全について一定の方向性と水準の確保を図るとともに、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、環境への配慮等、社会的要請に的確に対応するよう努めています。

## 官公庁施設の建設等に関する法律

### 営繕計画書に関する意見書制度

### 国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準

### 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準

- ・新営予算単価
- ・新営一般庁舎面積算定基準
- ・緊急度判定基準

等

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・建築設計基準、建築設備設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械)
- ・公共建築木造工事標準仕様書
- ・公共建築設備工事標準図(電気・機械)
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・営繕工事写真撮影要領

等

- ・各所修繕費要求単価
- ・庁舎維持管理費要求単価
- ・建築保全業務共通仕様書

等

# 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

**課題** 近年の自然災害の激甚化、頻発化により、官公庁施設が被災した事例も見受けられる。水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要。

**対応** 官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化したガイドラインを作成（令和2年6月）し、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等で活用。  
令和3年7月に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとして策定。

## 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

### ガイドラインの構成

はじめに

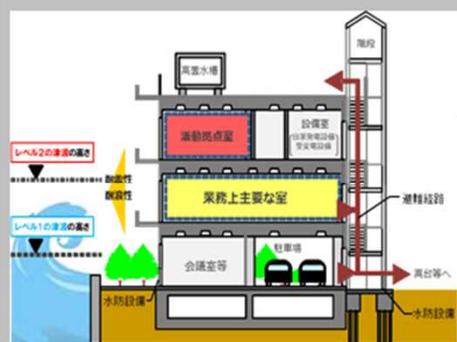
施設の位置の選定

施設整備上の対策

施設運用管理上の対策

災害発生時の営繕部局の役割

附録（整備事例、URL一覧など）



施設整備上の対策の例

官庁施設における津波対策

地域防災倉庫との合築



施設管理上の対策の例

津波避難ビルに指定された庁舎での避難訓練

災害発生時の営繕部局の役割の例

官庁施設の被災状況調査



人命の安全の確保を図るとともに、防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、官庁施設の耐震化を推進する。

## 官庁施設の耐震化の実施

所要の耐震基準を満たしていない官庁施設について、耐震性能を確保

- ・災害応急対策活動の拠点施設としての機能を確保（耐震性能評価値 I類:1.5、II類:1.25）
- ・建築基準法に基づく耐震性能を満たし人命の安全を確保（耐震性能評価値 III類:1.0）

(災害応急対策活動拠点施設の被害例)



柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した

神戸第2地方合同庁舎(第五管区海上保安本部他)  
・震度 7 (H7.1.17阪神・淡路大震災)  
・被災前の耐震性能評価値: 1.01

(耐震化の例)

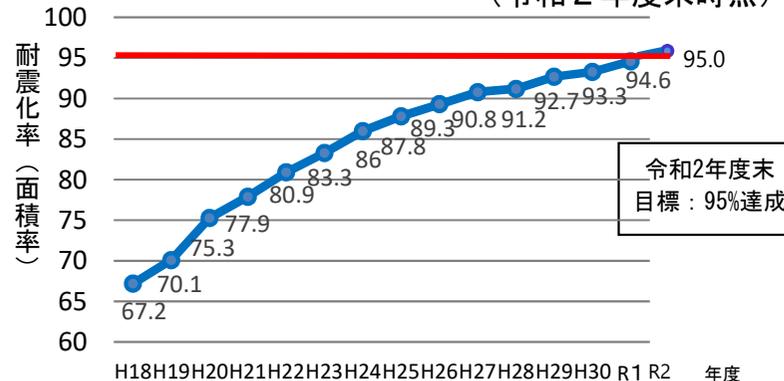


### 【参考】官庁施設における耐震安全性の目標

対象施設	耐震安全性の目標	耐震性能評価値
○本省庁の防災拠点施設 ○地方ブロックの防災拠点施設 〔地方整備局など〕	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。	1.5 (I類)
○県単位の防災拠点施設 〔地方気象台、海上保安部など〕	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標。	1.25 (II類)
○一般官庁施設 〔税務署、公共職業安定所など〕	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全を確保できることを目標。	1.0 (III類) 建築基準法相当

## 耐震化の現状

官庁施設の耐震基準を満足する割合: 95%  
(令和2年度末時点)



**【令和2年度以降の方針】**  
令和2年度までに95%の官庁施設について所要の耐震性能を確保するべく努める。残りの官庁施設についても可及的速やかに耐震化を推進していく。

※ 第4次社会資本整備重点計画 (H27.9.18閣議決定)  
目標: 平成32年度末 95%

東日本大震災における天井脱落事故を踏まえ定められた技術基準に適合させるとともに、防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を図るため、**大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井対策を実施。**

## 天井脱落被害と関係法令等改正

東日本大震災、熊本地震において、**大規模空間の天井脱落が多数発生**

- ⇒ **・甚大な人的・物的被害が発生**
- ・地震後の機能継続が困難となった事例が発生**



### ○東日本大震災における被害を踏まえた改正

建築基準法施行令及び関連省令の一部改正

公布：平成25年7月12日 施行：平成26年4月1日

対象(対策が必要となる天井)

- ・高さ6m超、かつ面積200㎡超
- ・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所
- ・天井面構成部材等が1㎡当たり2kg超

### ○熊本地震における被害を踏まえた改正

防災基本計画(修正)

平成29年4月中央防災会議決定

- 国、地方公共団体及び施設管理者は、**建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策(中略)を**図るものとする。
- 国及び地方公共団体は、**特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。**(※)

(※)平成29年4月に新設

## 官庁施設における天井耐震対策の実施

脱落によって重大な危害のおそれがあり、既存不適格である大規模天井について、耐震対策として**天井構成部材の補強を実施し、防災拠点の機能維持、避難場所の確保等を**図る。



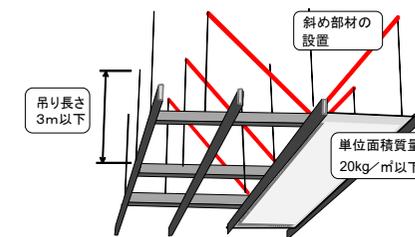
例：ホール(熊本地方合同庁舎)  
(熊本地震では避難場所として使用)



災害時の体育館使用イメージ  
(備蓄品等の保管場所として使用)



災害時の講堂使用イメージ  
(職員の待機所として使用)



天井耐震対策のイメージ

# 官庁施設の防災・減災対策③ 電力確保

災害応急対策活動の活動拠点となる官庁施設について、**大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消**するため、**自家発電設備の燃料槽の増設等**を実施。

## 大規模災害時における官庁施設の電力確保の必要性

### ○政府業務継続計画(首都直下地震対策)

平成26年3月閣議決定

庁舎の耐震安全化等、**電力の確保**、通信・情報システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保が必要。

#### 【電力の確保】

非常用発電設備について、非常時優先業務及び管理事務を**1週間程度継続するために必要な燃料を確保**するものとする。

### ○首都直下地震緊急対策推進基本計画(変更)

平成27年3月閣議決定

#### 【目標】電力の確保

・中央省庁の庁舎において非常時優先業務及び管理事務を1週間程度継続するために必要な**非常用発電設備の燃料タンクについて、速やかに増設**を行う。

### ○防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

令和2年12月閣議決定

#### 第2章 重点的に取り組む対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

**災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等対策を行う。**

## 災害応急対策活動への支障のおそれの解消



### 的確な業務継続を実施



広域支援の立案・実行



情報収集・指令

官庁施設の電力の確保等(イメージ図)

国土交通省官庁営繕部では、木質系資材生産、施工等関係者の協力を得て、アンケート、事例調査等を行い、木造官庁施設の施工管理・工事監理に関する留意事項集のとりまとめを行った。

## 木造の公共建築物の施工に関する課題

- ・木資材調達にかかる制約条件への配慮が足りないことから、十分な工期が確保されないまま工事が発注されてしまう。
- ・木造特有のノウハウ等を知らないため、材料検査の方法・ロット・タイミング、施工精度の確認体制等必要な検討がされないまま施工計画を作成してしまう。

## 品質の低下、準備・施工期間の不足、建設コストへの影響等が発生

さらに、近年の木造の施工技術は多様化・複雑化しているが、このような施工技術に関する情報は、専門工事業者のみに限られたものとして扱われる傾向があり、木造建築物の経験が少ない技術者に対してわかりやすく体系化された公表技術資料が少ない。

## 留意事項作成までの過程

### R1年度

木質系資材生産・施工等関係団体、最近の新築工事関係者等に対するヒアリング・事例調査

### 検討体制

「官庁施設における木造建築物の施工管理・工事監理の調査に関する検討会」を設置し、有識者の皆さまよりご意見をいただいた。

### R2年度

R1年度に抽出した課題等を深掘りするための追加調査、留意事項としての取りまとめ

## 留意事項集

章構成	各章の記載事項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実施工程表の作成</li> <li>2. 施工図・加工図のチェック、承諾</li> <li>3. 木材の合法性確認</li> <li>4. 木材の調達、品質等</li> <li>5. 工事現場における含水率の測定</li> <li>6. 防腐・防蟻処理状況の確認及び見え隠れ部分等の処理</li> <li>7. 地盤に接する鉄筋コンクリート周りのシロアリ対策</li> <li>8. 接合金物・接合具</li> <li>9. 複雑な接合部分の仮組立</li> <li>10. 施工中の養生（運搬～集積・建方・建方後）</li> <li>11. アンカーボルトの設置等</li> <li>12. 基礎天端のレベル管理</li> <li>13. 面材耐力壁等の施工</li> <li>14. 断熱材及び防湿層の施工</li> <li>15. 防耐火仕様の施工</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 留意すべき事項</li> <li>■ あらかじめ受発注者間で定めておくべき事項(施工計画書への記載内容)</li> <li>■ 『公共建築木造工事標準仕様書』の記載事項</li> <li>■ 事例調査等で得られた他情報</li> <li>■ 関連規格・告示等</li> <li>■ 知っておきたい豆知識</li> </ul> <p>※各章に全ての項目が記載されているわけではありません。</p>
	<h3>巻末</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施工計画書の記載項目の参考例</li> <li>■ 文献等出典リスト</li> </ul>

## 公共建築工事の発注者等へ向けて

本留意事項集の内容は、発注者側の監督職員、工事監理者のみならず工事施工者にも役立つものと認識。また、施工品質を確保するためには、企画・設計段階において検討しておくべきものがあり、そのようなポイントも解説している。本留意事項集が木造の公共建築物の整備促進と品質確保のため、幅広い関係者に活用いただくことを期待。

組 織	窓 口	電 話	内線	対 象 地 域
北海道開発局	営繕部	営繕調整課企画係	011-709-2311	5730 北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課	022-225-2171	5153 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
		保全指導・監督室		
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	— 岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官	048-601-3151	5114 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、
		計画課課長補佐		5153 東京都、神奈川県、山梨県、長野県
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	— 埼玉県、東京都(練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区)
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	— 千葉県、東京都(荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区)
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	— 山梨県、東京都(中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外)
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	— 栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	— 神奈川県
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	— 長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	— 新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	— 石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	— 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	— 静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長	06-6942-1141	5151 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
		計画課課長補佐		5153
		保全指導・監督室	06-6443-1791	— 大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く)、兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	— 京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府(高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	— 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	— 岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	092-471-6331	5153 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
		保全指導・監督室室長補佐		5513
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	— 熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	— 鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152 沖縄県
本省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	23227

# 公共建築工事の円滑な施工確保対策関連通知等一覧①

項目	文書番号	日付	文書名
円滑施工	国営計第92号 国営計第188号 国営設第101号	H25.12.26	官庁営繕工事における不調・不落対策（施工条件の明示）について <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001069508.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001069508.pdf</a>
	国営計第98号 国営整第131号 国営設第136号	R2.1.31	官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策への対応について <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001329367.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001329367.pdf</a>
	国会公契第32号 国官技第268号 国営管第432号 国営計第129号 国北予第50号	R3.1.29 ※	国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について <a href="https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001397957.pdf">https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001397957.pdf</a>
営繕積算方式	国営積第1号	R3.4.23	『営繕積算方式』の普及・促進について <a href="https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html">https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html</a>
積算数量の チェック	国営積第8号	R3.3.26	営繕工事積算チェックマニュアル <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001226861.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001226861.pdf</a>
資材労働者 不足	国営積第9号 国営整第140号	H29.10.25	「営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」 の試行について（通知） <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001125382.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001125382.pdf</a>
適正な 予定価格	総行行第86号 国土入企第1号	H27.4.28 ※	予定価格の適正な設定について <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001206183.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001206183.pdf</a>
工期設定	-	H30.2.9	「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」について <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001221146.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001221146.pdf</a>
	-	R2.3.23	公共建築工事における工期設定の基本的な考え方（事例解説） <a href="https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001334942.pdf">https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001334942.pdf</a>
	-	R2.7.10	工期に関する基準（中央建設業審議会 決定） <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357459.pdf">https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357459.pdf</a>
変更設計	-	R2.6.1	営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案） <a href="https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001347702.pdf">https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001347702.pdf</a>

# 公共建築工事の円滑な施工確保対策関連通知等一覧②

項目	文書番号	日付	文書名
小規模改修	国営積第29号 国営整第299号	H28.3.25	「工期が著しく長期となる小規模改修工事の共通費算定」の試行期間の延長について(通知) <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001125383.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001125383.pdf</a>
見積活用	-	H26.2	営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について <a href="https://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html">https://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html</a>
施工条件明示 (少量及び 僅少施工)	国営積第4号	R1.10.25	営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001315122.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001315122.pdf</a>
入札時 積算数量書 活用方式	国地契第80号 国営管第432号 国営積第23号 国北予第36号	H29.3.14	営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001175782.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001175782.pdf</a>
	国営積第5号	R2.6.30	営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアルについて <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001206397.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001206397.pdf</a>
インフレ スライド	国営管第393号 国営計第107号他	H26.1.30	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001039525.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001039525.pdf</a>
	-	H26.2	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版） <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001028156.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001028156.pdf</a>
工事の 一時中止	(参考資料)	R2.10	工事の一時中止に伴う増加費用の積算について～「公共建築工事積算基準等資料」の参考資料～ <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001368703.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001368703.pdf</a>
新型コロナ 対策	事務連絡	R2.4.22	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001344404.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001344404.pdf</a>
熱中症対策	国営計第6号 国営積第1号 国営建技第1号	R1.5.22	営繕工事における熱中症対策に係る費用について <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001303915.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001303915.pdf</a>
週休2日 促進工事	国営積第4号	R2.6.23	営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定） <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001341310.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001341310.pdf</a>

# 近畿地方整備局からの情報提供(企画部)

---



# 週休2日確保に向けた取組

# 現場閉所による週休2日の運用について(ロードマップ)

- R4年度より、通年維持工事を除くすべての工事で週休2日発注者指定型へ。
- 若手入職促進・魅力ある建設業を目指し、他産業と同様に土日祝を定休とする取り組みを新たに試行。予定価格が3億円以上の一般土木等工事を土日閉所指定型へ。

## 週休2日標準化への運用方針

	R4	R5(案)	R6(案)
土日閉所指定型 (定休4週8休以上)	予定価格3億円以上の一般土木等工事	予定価格3億円以上の全ての工事	原則、全ての工事で適用
発注者指定Ⅰ型 (4週8休以上)	原則すべての工事 (土日閉所指定型以外)	予定価格3億円未満の全ての工事	土日作業が必要となる工事
発注者指定Ⅱ型 (4週6休以上)	土日閉所指定型・ 発注者指定Ⅰ型によりがたい工事	—	—

- 土日閉所指定型は、一般土木、アスファルト舗装、鋼橋上部、セメント・コンクリート舗装、プレキャストコンクリート、河川しゅんせつの工事種別を対象。(インフラ老朽化対策における現道上での作業が主となる工事を除く)

	4週6休	4週7休	4週8休	4週8休以上 かつ 土日祝閉所率が8割以上
<b>土日閉所指定型</b> (予定価格3億円以上の一般土木等工事)				<b>【4週8休以上の達成 かつ 土日祝の閉所達成8割以上が原則】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>4週8休に満たない場合は減額。</li> <li>土日祝における現場閉所が8割以上の達成で最大加点。未達成は部分加点</li> <li>取り組み姿勢により減点</li> </ul>
<b>発注者指定Ⅰ型</b> (原則すべての工事)			<b>【4週8休以上の達成が原則】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>4週8休に満たない場合は減額。</li> <li>部分加点。</li> <li>取り組み姿勢により減点</li> </ul>	
<b>発注者指定Ⅱ型</b> (上記によりがたい工事)	<b>【4週6休以上の達成が原則】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>達成状況により各経費を補正し変更する。</li> <li>部分加点。</li> <li>取り組み姿勢により減点</li> </ul>			

## 【土日閉所指定型】※R4より

➤ 費用は、従前のとおり現場閉所率 28.5%以上で補正。(閉所日は指定せず、閉所率で判断)

( 現場閉所日 (曜日指定なし) / 確認対象期間 = 28.5%以上 )

➤ 成績は、確認対象期間内の土日祝における現場閉所割合が、8割以上で最大加点。未達成は部分加点。

( 土日・祝日現場閉所日 / 土日・祝日総日数 = 80.0%以上 )

- 平成29年度から試行している間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うとともに、機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるよう補正を設定
- 令和4年度も継続して必要な経費を計上するため補正を継続。

## ■ 補正係数

	平成29年度	平成30・31年度			令和2・3・4年度		
	4週8休以上	4週6休	4週7休	4週8休以上	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	-	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	-	1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.01	1.03	1.04	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.04	1.02	1.04	1.05	1.03	1.04	1.06

※ 土木工事標準単価も週休2日に取り組む際の必要経費を補正した単価を計上。

- 労務費等構成が不明で市場単価方式については、従来、週休2日補正対象外としていましたが、令和3年3月より、週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を新たに設定。

**対象工事** 現場閉所による週休2日工事（交代制モデル工事は対象外）

## 週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4/6以上、4/7未満	4/7以上、4/8未満	4/8以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4/6以上、4/7未満	4/7以上、4/8未満	4/8以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

### 補正内容等

市場単価を構成する内容より補正係数を設定。

市場単価とは別に、材料費等を計上するものは補正対象外。なお、加算額については、構成内容により補正有無を判断。

# 週休2日交替制モデル工事の取組について

- 工期に制約のある維持工事や災害復旧工事・連続施工せざるを得ない工事においては、現場閉所の休日確保が難しく週休2日が浸透しにくい実態があることから、工期に制約のある工事でも休日拡大を図る目的で、週休2日交替制モデル工事を活用。
- 令和6年4月に向け、令和4年度より履行する工事より発注者指定型の拡大。

## 対象工事

- 河川維持、道路維持及び道路照明施設維持補修にかかわる工事又は作業
- 現場閉所困難工事（災害緊急復旧工事や24時間施工工事など）

### ■ 週休2日標準化への運用方針

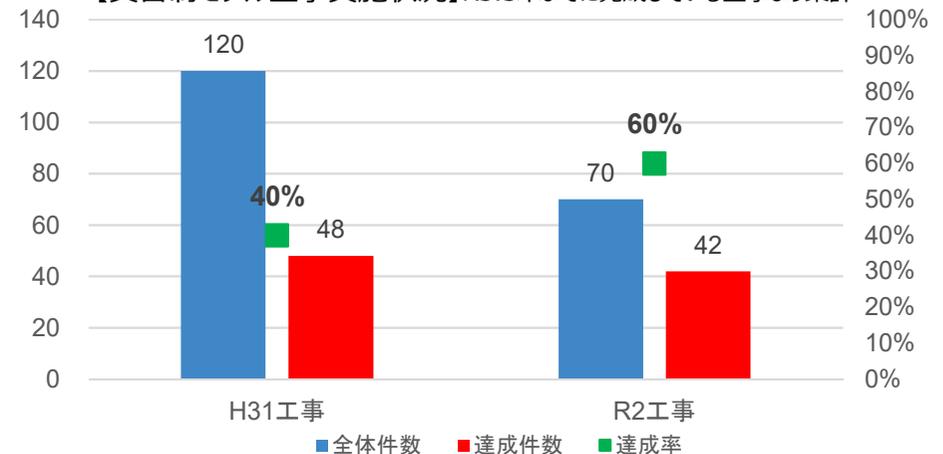
	R3 (R4履行)	R4 (R5履行) (案)	R5 (R6履行) (案)
発注者指定型	○道路・河川維持工事は地域の実態を踏まえ一部工事より適用 ○すべての植栽維持、道路清掃、照明維持工事	原則全ての工事で適用	全ての工事で適用
受注者希望型	発注者指定型によりがたい工事	発注者指定型によりがたい工事	—

### ■ 週休2日を考慮した労務・間接費の補正を継続

(R3・4年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

- 土木工事標準単価も補正を継続（市場単価方式は対象外）

【交替制モデル工事実施状況】R3.3末までに完成している工事より集計



# 現場閉所による週休2日工事における工事工程開示の試行について

- **維持工事等を除くすべての工事で、入札公告時に概略工事工程表を明示する。**  
工事工程表は、原則として工期設定支援システムを活用し、適正な工期設定指針に基づくものとする。
- なお、あくまで「**見積参考資料**」として明示するものであり、有効期限は入札日までとする。

【見積参考資料】概略工事工程表  
工事名：〇〇道路〇〇地区改良工事

No.	工種	【全体工程表】																			備考 (パーティ(pt)数等)				
		3/28	4/18	5/8	5/28	6/17	7/7	7/27	8/16	9/5	9/25	10/15	11/4	11/24	12/14	1/3	1/23	2/12	3/4	3/24					
		1	21	41	61	81	101	121	141	161	181	201	221	241	261	281	301	321	341	361					
		8/13~8/13(3日)夏季休暇																							
		12/29~1/3(6日)年末年始休暇																							
1	準備工	準備工_40日																							
2	道路土工	道路土工_258日																					・掘削工(1pt) ・路体盛土工(2pt) ・路床盛土工(2pt)		
3	補強盛土工	補強盛土工_3日																					(1pt)		
4	法面工	法面工_1日		法面工_21日																					(2pt)
5	擁壁工	擁壁工_134日																					(1pt)		
6	カルバート工	カルバート工_24日																					(1pt)		
7	横断管渠工	横断管渠工_28日																					(1pt)		
8	排水構造物工	排水構造物工_9日																					(1pt)		
9	後片付け工	後片付け工_30日																							

この「見積参考資料（工事工程）」は入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための資料であり、また、発注者における工事工程の考え方、制約条件を明示したものであり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。  
なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

- 更なる週休2日促進に向け、工事発注時における各種関係機関協議などの工事工程に影響する具体的な内容を、**入札公告時に「工事発注時チェックシート」**を明示する。
- なお、あくまで**「見積参考資料」**として明示するものであり、有効期限は入札日までとする。

## 工事発注時チェックシート

工事名:	●●工事	発注担当課	工務課
計画・設計に関する事項			
<b>(1) 施工条件明示の確認</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 土木工事 施工条件明示の手引き(H28.3)に基づく確認 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 未確認			
<b>(2) 地元調整状況</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 地元説明実施済 <input type="checkbox"/> 地元説明必要なし 理由: 地元役員から、施工業者が決まってから詳細な説明でよいとの了解済み。			
<input type="checkbox"/> 懸案となる要望事項等はない <input type="checkbox"/> 懸案となる要望事項があり、今後検討を要する 要望事項:			
<b>(3) 工事用進入路の状況</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 公道を利用し進入可能 <input type="checkbox"/> 当該工事で進入路を施工 <input type="checkbox"/> 地元調整済みで、工事用進入路の着手に問題なし <input type="checkbox"/> 地元調整中で懸案となる要望事項と課題 要望事項:			
<input checked="" type="checkbox"/> 他工事で進入路を施工中 ・完成時期: ○○年○月 ・現在の進捗状況: 12m/100mまで完了			
<b>(4) 当該工事着手に影響する他工事の状況</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 該当なし ○○進入路工事 ・影響概要 ○月以降でなければ通行困難 ・完成時期 ○○年○月 ・現在の進捗状況 ○○m/○○mまで完了 ○○改良工事 ・影響概要 ○月より原則着手のため入調整必要 ・完成時期 ○○年○月 ・現在の進捗状況 準備工着手			
<b>(5) 関係機関協議の状況</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 土木汚染対策法の改正に伴う手続きがなされているか <input checked="" type="checkbox"/> 届出済み <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 占用物件協議 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 開電 協議状況: 移設依頼済み 移設完了時期: ○○年○月 <input checked="" type="checkbox"/> NTT 協議状況: 移設工事中 移設完了時期: ○○年○月 <input checked="" type="checkbox"/> ガス 協議状況: 移設工事中 移設完了時期: ○○年○月 <input checked="" type="checkbox"/> 下水 協議状況: 現地立会 移設完了時期: ○○年○月 <input checked="" type="checkbox"/> 上水 協議状況: 事前協議中 移設完了時期: ○○年○月 <input type="checkbox"/> その他 課題: ●●市の上水の移設が高額であり、財政事情も悪いため協議が難航している。			
<input checked="" type="checkbox"/> 文化財協議 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 既に文化財調査は実施済み <input type="checkbox"/> 現在、発掘調査中 <input type="checkbox"/> 現在、協議中 課題:			
<input checked="" type="checkbox"/> 公安委員会協議 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 計画協議状況 <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/> 未協議 <input checked="" type="checkbox"/> 交差点協議 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/> 未協議 <input checked="" type="checkbox"/> 信号等の移設協議状況 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 協議中 <input type="checkbox"/> 未協議 課題: 公安委員会の信号機の予算措置がなされておらず、やむを得ず当方により設置・引き継ぎが生じる可能性有り。			
<input checked="" type="checkbox"/> 河川管理者協議 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> △△川協議状況: 占用協議は済み、工事着手時に本協議が必要。 課題:			
<input checked="" type="checkbox"/> 他の管理者協議 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ……地区取り付け協議状況: ●●市と協議中 <input type="checkbox"/> ……地区交差協議状況: ○○町と協議中 <input type="checkbox"/> ……協議状況: 課題: ●●市において、予算事情により正規の施工区分で難色をしめている。			
<b>(6) 環境の状況</b>			
<input checked="" type="checkbox"/> 環境情報図等の確認(※河川) <input type="checkbox"/> 環境として配慮すべき事項 <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 工事予定箇所周辺において、貴重種等が確認されている <input type="checkbox"/> 対応方針 <input type="checkbox"/> 決まっている <input type="checkbox"/> 決まっていない <input type="checkbox"/> その他			
<input checked="" type="checkbox"/> 騒音・振動規制 <input checked="" type="checkbox"/> 規制区域内 <input type="checkbox"/> 規制区域外 <input type="checkbox"/> その他			
<input checked="" type="checkbox"/> 縮裁帯(高木)の撤去の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> JRとの施工に関する協議状況: <input checked="" type="checkbox"/> 砂防指定地内行為の協議状況: <input type="checkbox"/> 漁業補償状況: ▲▲川の漁業組合と協議中 <input type="checkbox"/> 保安林協議状況: <input checked="" type="checkbox"/> 事業損失委員会の開催の有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 該当なし 当該案件地下水 事業損失委員会の開催(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 当該箇所における既往工事履歴の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 確認中 <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システムへの登録等 <input checked="" type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 該当なし 課題: 漁業補償の問題があり、進捗との調整が難航する可能性がある。			

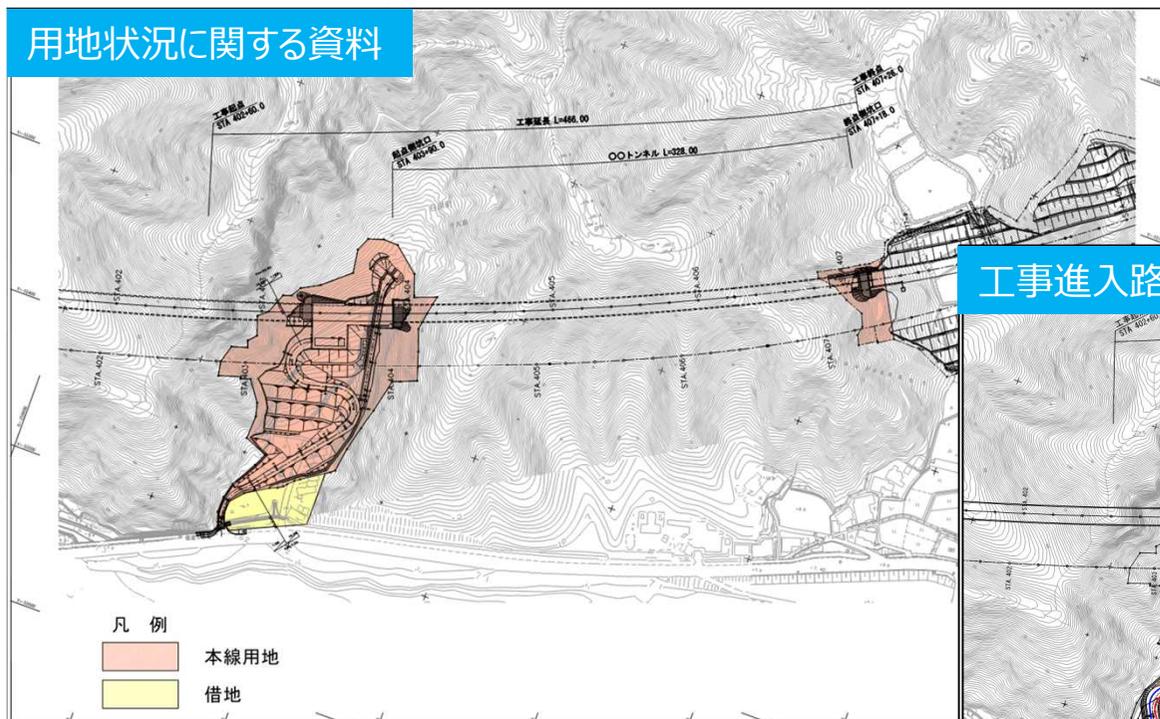
<b>用地取得状況</b> (1) 未買収用地の有無 ( <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し ) ・ 筆 m2 (2) 未引渡用地の有無 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し ) ・ 2筆 150m2(引渡期限: ○○年 ○月 ○日) ・ 筆 m2(引渡期限: 年 月 日) (3) その他 <input type="checkbox"/> 起工承諾対象用地有り <input type="checkbox"/> 明渡裁決対象用地有り ・ 起工承諾用地: 筆 m2 ・ 明渡裁決用地: 筆 m2 (4) 丈量図による取得状況の確認 ・ 別添「工事用地丈量図」により確認済み
<b>工期設定</b> <input checked="" type="checkbox"/> 工期設定支援システム等で工期設定し、原則1班体制としているか(1班体制でない場合、その理由が妥当か判断しているか) <input checked="" type="checkbox"/> 1班で工期設定し、重畳申請も完了している。 <input checked="" type="checkbox"/> 工種と工費の関係から算出された工期の10%以上の乖離となっていないか <input checked="" type="checkbox"/> 設定された工期に特記事項がある場合は、特記仕様書においてその条件を明示しているか <input checked="" type="checkbox"/> 乖離なし <input checked="" type="checkbox"/> ○○地区施工において、時間制約あり
<b>新活技術</b> <input checked="" type="checkbox"/> 新技術の活用状況について(R2.10月～原則義務化) 以下のいずれかにチェックが入っていること。 <input checked="" type="checkbox"/> ICT活用型(発注者指定型) <input type="checkbox"/> ICT活用型(施工者希望型) <input type="checkbox"/> 発注者指定型 <input type="checkbox"/> 発注者指定型(選択肢提示型) ※ICT活用型(施工者希望型)の場合は、発注者指定型又は発注者指定型(選択肢提示型)にもチェックが入っていること。
<b>所見</b> <b>■ 地元調整状況</b> ・ 地元要望の環境対策については継続的に説明会を実施し理解を得る方向である。最終的には、要望を飲まざるを得ないと判断している。 <b>■ 工事用進入路</b> ・ 別件で現在施工中で当該工事着手時には完了予定である。 <b>■ 借地</b> ・ 進入路について借地交渉中であり、金額提示まで実施済み。令和○○年○○月までに内諾が得られる予定。対象者: 3筆6名 <b>■ 関連する他工事</b> ・ 当該工事着手までに完了予定である。 <b>■ 関係機関協議</b> ・ 関係機関協議については、占用物件等工事着手までに協議が整う進捗状況である。 <b>■ 河川環境への配慮事項</b> ・ イヌワシの営巣地が近接しているが、有識者に相談、繁殖時期を外した工程設定しており、保全対策の必要はない。 <b>■ その他</b> ・ 他の課題については、工事着手までに約8ヶ月あるので解決可能と判断している。 ・ 用地 (未引渡用地の状況と発注の要件を記載。) ・ 未引渡用地については、特記仕様書に引渡期限等の条件を明示する。
この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、また、発注者における工事工程の考え方、制約条件を明示したものであり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

試行運用について

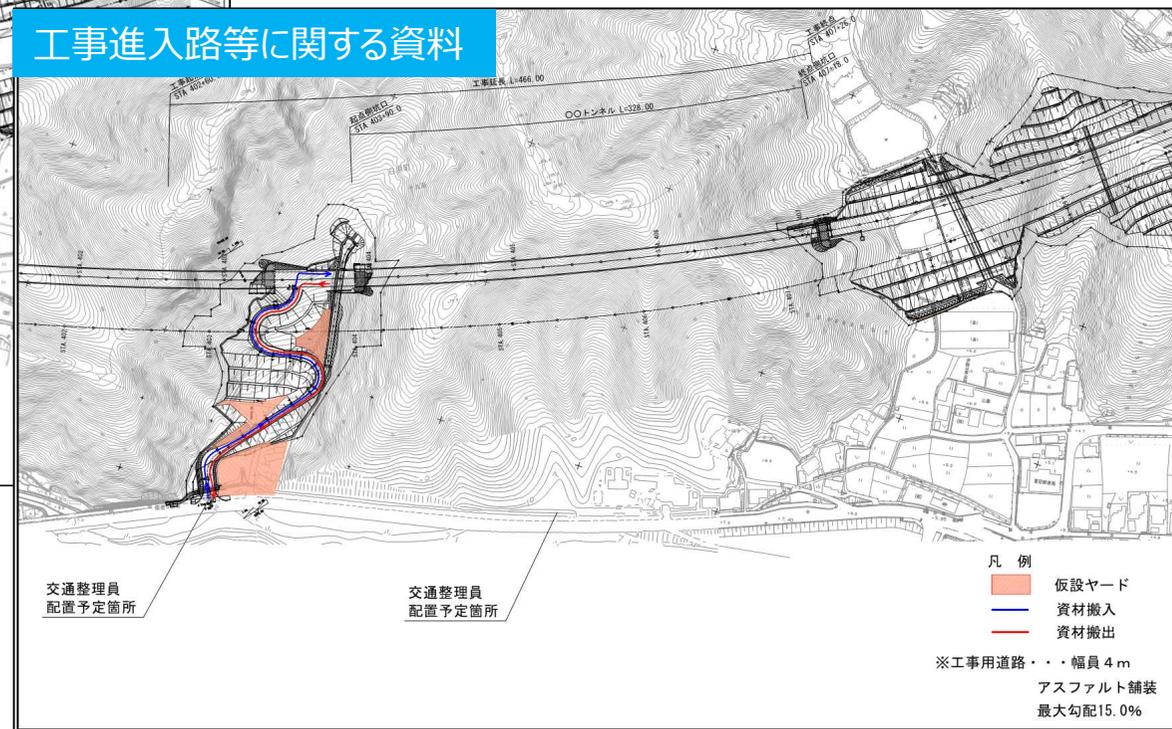
予定価格が3億円以上の工事を対象。

- 施工条件等の明示において、言葉では表現しづらい事項など特出すべきものがある場合、施工条件図を整備し、「概略工程表」、「工事発注時のチェックシート」と合わせて、**入札公告時に明示するよう試行**
  - ・用地状況に関する事項……事業用地及び借地等を明示
  - ・工事進入路等に関する事項……公道からの進入経路、交通誘導員の配置計画などを明示
- なお、あくまで「**見積参考資料**」として明示するものであり、有効期限は入札日までとする。

## 用地状況に関する資料



## 工事進入路等に関する資料



試行運用について

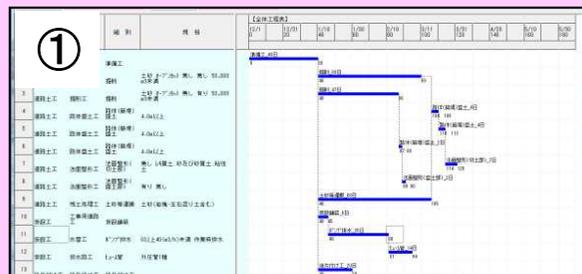
予定価格が3億円以上の工事を対象。

## 情報共有内容

### 第1回打ち合わせ時

- ① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。
- ② 工事工程に関連する案件(用地関係、関係機関協議等)の対応状況や処理期限等について明示された、工事発注時チェックシート様式と、地元・関係機関等との協議未了箇所及び用地関係(未買収や未引渡し)箇所等を既存の工事平面図等(1/2,500や1/1,000程度)に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。
- ③ 受発注者パートナーシップ(2013)向上における取組みの説明。
- ④ 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の概要説明

## 近畿地整独自取組



**③ 工事の円滑化に向けた取組み**

建設生産システム効率化に向けた取組みの報告  
～ 受発注者パートナーシップ向上 ～

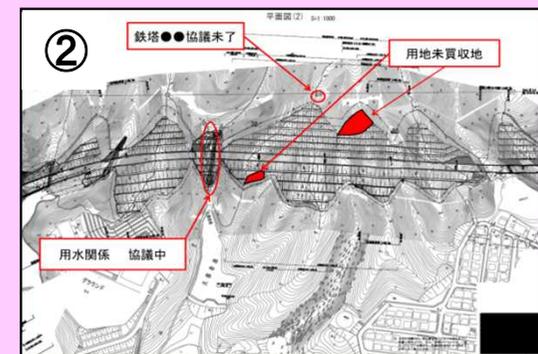
近畿地方整備局では、平成30年度に実施した工事・業務について受注者に対するアンケート等を実施し、その結果を踏まえて、『受発注者パートナーシップ向上2019版』としました。この「受発注者パートナーシップ向上2019」では、「工事発注時確認事項(納入確認)」、「工事円滑化推進(心構え)」、「現場安全向上(安全対策)」の全3部構成からなる取組を推進する取組を、受発注者へ継続的に周知徹底を図るとともに、入札・契約段階における業務の簡素化及び新たな効率化の推進を図るための制度の導入や設計図書の充実や設計条件の明示等による設計品質の向上策等をとりまわっています。

また、新たな取組として、「工事施工段階における三方共の公社事業の推進」もまいります。

**④ 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)**

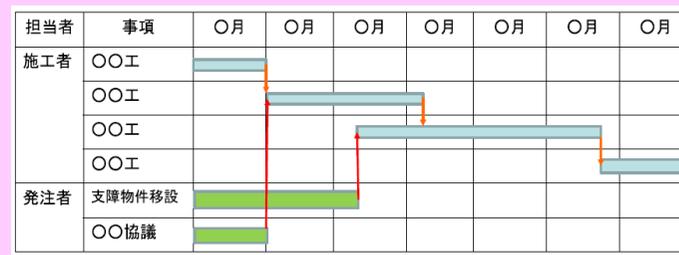
設計変更手続きの明確化

平成31年3月  
国土交通省 近畿地方整備局



## 第2回打ち合わせ以降

上記第1回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成するものとし、工事進捗定例会議等を利用して工事工程に関連する案件の進捗状況の確認及び工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有を行う。



クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

**② 工事発注時チェックシート**

(別紙一)

項目	確認事項	確認状況	備考
1. 用地関係	用地買収完了状況	○	
	用地引渡し完了状況	○	
	用地関係協議状況	○	
	用地関係協議未了箇所	○	
	用地関係協議未了理由	○	
	用地関係協議未了期限	○	
	用地関係協議未了対応策	○	
	用地関係協議未了連絡先	○	
	用地関係協議未了連絡頻度	○	
	用地関係協議未了連絡内容	○	
2. 関係機関協議	関係機関協議完了状況	○	
	関係機関協議未了箇所	○	
	関係機関協議未了理由	○	
	関係機関協議未了期限	○	
	関係機関協議未了対応策	○	
	関係機関協議未了連絡先	○	
	関係機関協議未了連絡頻度	○	
	関係機関協議未了連絡内容	○	
	関係機関協議未了連絡日時	○	
	関係機関協議未了連絡場所	○	

## 対象工事

原則、全ての工事(維持作業除く)  
また、既契約工事も受注者と調整出来次第、実施する

週休2日の発注方式の定義や問合せ・回答(現場閉所の考え方、積算上の考え方など)等について、とりまとめた「週休2日 FAQ【近畿版】」及び「週休2日交替制モデル FAQ【近畿版】」を近畿地方整備局HPにアップしました。

今後の週休2日実施にあたりご参考にしてください。

【ホームページURL】 <https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/ol9a8v0000017eb7.html>



国土交通省 近畿地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

文字のサイズ 小 中 大 Google カスタム検索

防災 河川 道路 まちづくり・建設産業 港湾・空港 企画 営繕 用地 総務

防災・災害情報 現場見学・出前講座 近畿の社会資本整備 事業者向け技術情報 発注・入札情報 整備局の紹介 申請・相談窓口

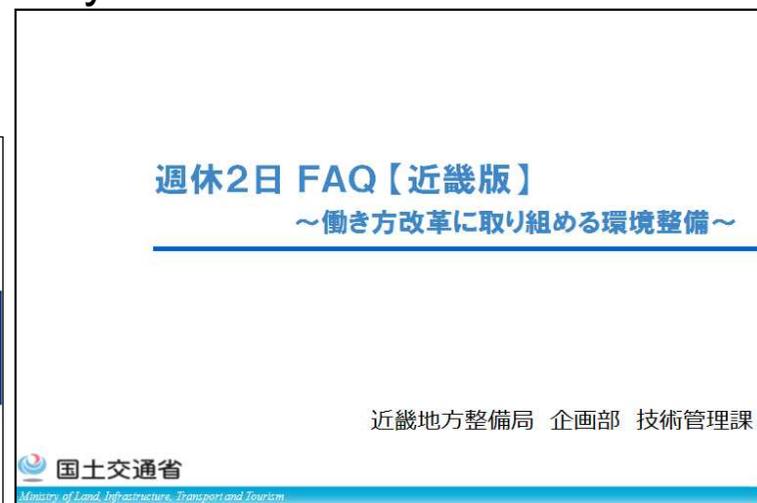
HOME > 企画 > 建設事業者の皆さまへ > 働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト

### 働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト

- 働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト
- 「働き方改革・工事現場の週休2日」Facebookページ
- 工事における週休2日の取得に要する費用の計上に係る計算仕様 PDF
- 週休2日 FAQ【近畿版】～働き方改革に取り組める環境整備～ PDF**
- 週休2日交替制モデルFAQ【近畿版】～働き方改革に取り組める環境整備～ PDF

企画

- 安心と安全の確保
- 活力ある近畿の実現
- 持続可能な社会の実現
- 建設施工・建設機械
- i-Construction
- 一般の皆様へ
- 建設事業者の皆さまへ



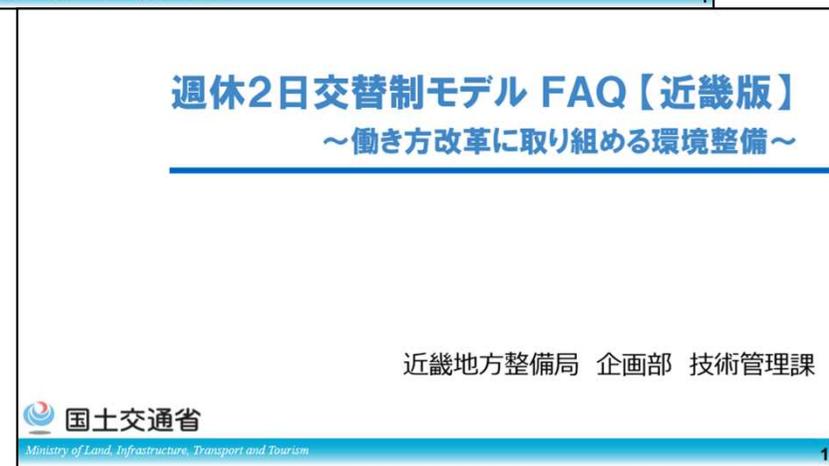
## 週休2日 FAQ【近畿版】

～働き方改革に取り組める環境整備～

近畿地方整備局 企画部 技術管理課

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1



## 週休2日交替制モデル FAQ【近畿版】

～働き方改革に取り組める環境整備～

近畿地方整備局 企画部 技術管理課

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業 に対する加点措置

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)  
「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)  
において、**賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置**など政府調達の手法の見直しを検討する方針が示される



上記、経済対策および緊急提言を受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、**賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う**ことの通知を发出  
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について(令和3年12月17日財務大臣通知)  
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について(令和3年12月24日大臣官房会計課長他通知)



## 近畿地方整備局の取り組み

- 近畿地整発注の工事および業務での**加点方法**について地整HPに掲載(賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用(R4.1.12))
- 関係業団体へ**情報提供**(本省通知および地整参考資料(R4.1.12))
- 企業等からの**問い合わせ**については個別対応(対面・電話等)を実施し、問合せ内容や意見を本省に報告



**問合せ内容や意見を反映し、具体的な評価事例を記載した運用等**について、新たな通知を发出  
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」(令和4年2月8日財務大臣通知)  
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について」(令和4年2月8日大臣官房会計課長他事務連絡)



## 近畿地方整備局の取り組み

- 新たな本省事務連絡を反映するため、**業務(2件)の手続き期間(1週間)を延長**して入札参加企業へ周知
- 具体的評価事例を含め、**加点措置全般の説明会**を開催  
・関係業団体WEB説明会 2月14日および17日に開催(延べ250名参加)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、**総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。**

## 変更前

施工能力 評価型	$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$
技術提案 評価型	$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$

## 適用

- 総合評価落札方式によるすべての工事
- 令和4年4月1日以降に契約締結するもの
- 但し令和4年2月1日以降に公告するもの

(試行タイプ一覧表)

試行タイプ	賃上げ評価点	合計点	加点割合
施工能力確認	3点	-	-
受注機会促進	2点	22点	9.1%
地域密着防災担い手	2点	27点	7.4%
電通チャレンジ (受変電)	3点	43点	7.0%
電通チャレンジ (通信)	2点	37点	5.4%
機械チャレンジ	2点	32点	6.3%
営繕チャレンジ	2点	32点	6.3%
参加機会拡大 ※【施工能力評価 (I) 型】	3点	53点	5.7%
参加機会拡大 ※【技術提案評価型】	4点	64点	6.3%
自治体実績評価	2点	27点	7.4%
若手女性チャレンジ	2点	37点	5.4%
現場従事技能者評価	3点	43点	7.0%

## 変更後

□ 技術評価点に、『賃上げ評価点』を追加し、評価値を算出する。  
評価項目の見直し (赤字)

施工能力 評価型	$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + (\text{加算点} + \text{賃上げ評価点}) + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$ <p>I 型 → 従来の加算点50点 + <b>賃上げ評価点3点</b>とし加算点合計53点                      (3点÷53点=5.7%)                      II 型 → 従来の加算点40点 + <b>賃上げ評価点3点</b>とし加算点合計43点                      (3点÷43点=7.0%)                      ※各試行タイプは右表参照</p>
技術提案 評価型	$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + (\text{加算点} + \text{賃上げ評価点}) + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$ <p>技術提案評価型                      → 従来の加算点60点 + <b>賃上げ評価点4点</b>とし加算点合計64点                      (4点÷64点=6.3%)                      ※試行タイプは右表参照</p>

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して技術評価点の加点を行う。

## 適用

- 総合評価落札方式によるすべての業務
- 令和4年4月1日以降に契約締結するもの但し令和4年2月1日以降に公告・公示するもの

## 変更前

・(簡易)公募型競争入札(1:3、1:2、1:1) ・一般競争入札	評価値 = 技術評価点 + 価格評価点 技術評価点 = (技術評価点の満点 (60点)) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計 (100点又は80点) ※) 技術評価の得点合計 = (配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点) + (技術提案評価点) × (履行確実性度)	※(簡易)公募型競争入札の場合 : 100点 一般競争入札の場合 : 80点
・(簡易)公募型競争入札(業務能力評価型)	評価値 = 技術評価点 + 価格評価点 技術評価点 = (技術評価点の満点 (60点)) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計 (60点)) 技術評価の得点合計 = (技術提案評価点) × (履行確実性度)	

## 変更後

□ 技術評価の得点合計に、『賃上げ評価点』を追加し、評価値を算出する。  
評価項目の見直し (赤字)

・(簡易)公募型競争入札(1:3、1:2、1:1) ・一般競争入札	評価値 = 技術評価点 + 価格評価点 技術評価点 = (技術評価点の満点 (60点)) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計 (106点又は85点) ※) 技術評価の得点合計 = (配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点) + (賃上げ評価点) + (技術提案評価点) × (履行確実性度)	※(簡易)公募型競争入札の場合 : 106点 一般競争入札の場合 : 85点
	1:3、1:2、1:1 → 従来の技術評価の得点合計100点 + 賃上げ評価点6点とし加算点合計 (6点 ÷ 106点 = 5.7%) 一般競争入札 → 従来の技術評価の得点合計80点 + 賃上げ評価点5点とし加算点合計 (5点 ÷ 85点 = 5.9%)	
・(簡易)公募型競争入札(業務能力評価型)	評価値 = 技術評価点 + 価格評価点 技術評価点 = (技術評価点の満点 (60点)) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計 (64点)) 技術評価の得点合計 = (賃上げ評価点) + (技術提案評価点) × (履行確実性度)	
	業務能力評価型 → 従来の技術評価の得点合計60点 + 賃上げ評価点4点とし加算点合計 (4点 ÷ 64点 = 6.3%)	

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。  
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

## ■措置の流れ

### 加点措置

入札公告(公示)



「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって**加点評価** (賃金引き上げ表明は①年度単位又は②暦年単位での表明)  
 $加算点 = 従来の加算点 + 賃上げ加算点$

- ① 契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
- ② 契約を行う予定の暦年



入札、落札決定



落札者が賃上げ加算点で  
**加点なし**



落札者が賃上げ加算点で  
**加点あり**



### 実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に**決算書等を契約担当官等へ提出**



### 賃上げ基準に達していない者には減点措置

賃上げ基準に達していない者については、1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、**加点より大きな割合の減点**

○賃上げ実績の確認において、標準的な方法とされている「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができると認められる書類に代えることができる」とされているところ。

○賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう運用するため、具体的な確認書類の提出方法、「同等の賃上げ実績」と認めることができるかの現時点における考え方についての運用を整理。

### ○確認書類の提出方法

・賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明させることも可能。

### ○「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

・中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

・各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。

・通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価することも可能。

※ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能。

(具体例は次頁)

※なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するもの。

※仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

○各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

- ・継続雇用している給与等受給者への支給額で評価する。  
⇒ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等に対応
- ・定年退職者の再雇用や育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる者を除いて評価する。  
⇒雇用確保やワークライフバランス確保の取組に対応
- ・計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて評価する。  
⇒働き方改革の推進、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応
- ・災害時の超過勤務や一時雇用、業績に応じ支給する一時金や賞与等を除いて評価。  
⇒災害等による業績の変動等の企業がコントロールできない変動要因に対応

○通知に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価する。

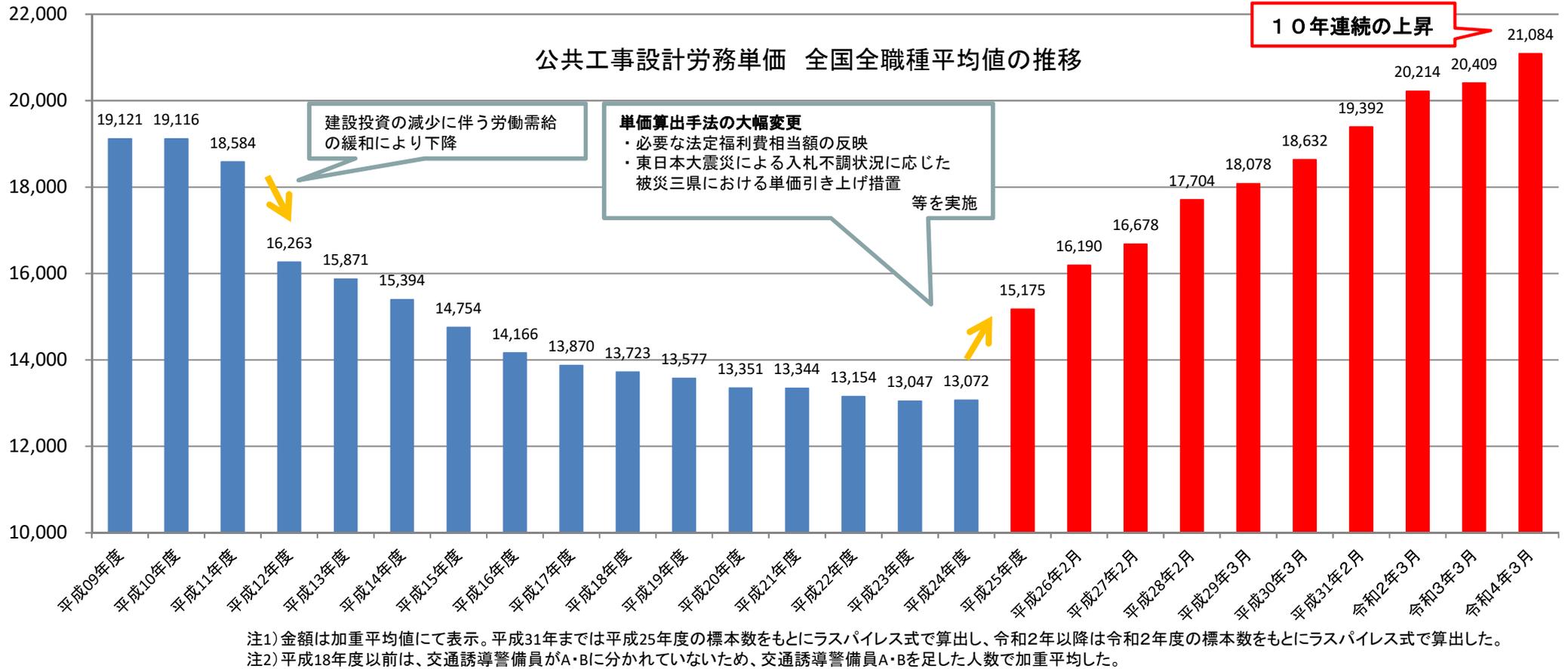
- ・一部の従業員の給与が含まれない場合、別途考慮して評価する。
- ・外注や派遣社員の一時的な雇入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない

## 労務等単価、一般管理費、低入札価格調査基準の改定

# 令和4年3月1日から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

全国	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	+57.4%
近畿	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+12.1%	→ +6.0%	→ +2.1%	→ +5.1%	→ +1.4%	→ +1.6%	→ +3.6%	→ +2.3%	→ +1.4%	→ +2.6%	+45.0%
全職種	+12.3%	→ +6.4%	→ +2.8%	→ +3.5%	→ +2.7%	→ +1.2%	→ +2.9%	→ +3.0%	→ +1.4%	→ +2.4%	+45.8%

# 令和4年3月1日から適用する公共工事設計労務単価について

令和4年3月1日から新しい公共工事設計労務単価を適用する。

## 単価変動について

→ 全職種平均	全	国	令和3年3月比；	+2.5%	(平成24年度比； +57.4%)
	近	畿	令和3年3月比；	+2.4%	(平成24年度比； +45.8%)
主要12職種平均	全	国	令和3年3月比；	+3.0%	(平成24年度比； +57.6%)
	近	畿	令和3年3月比；	+2.6%	(平成24年度比； +45.0%)

### (主要12職種)

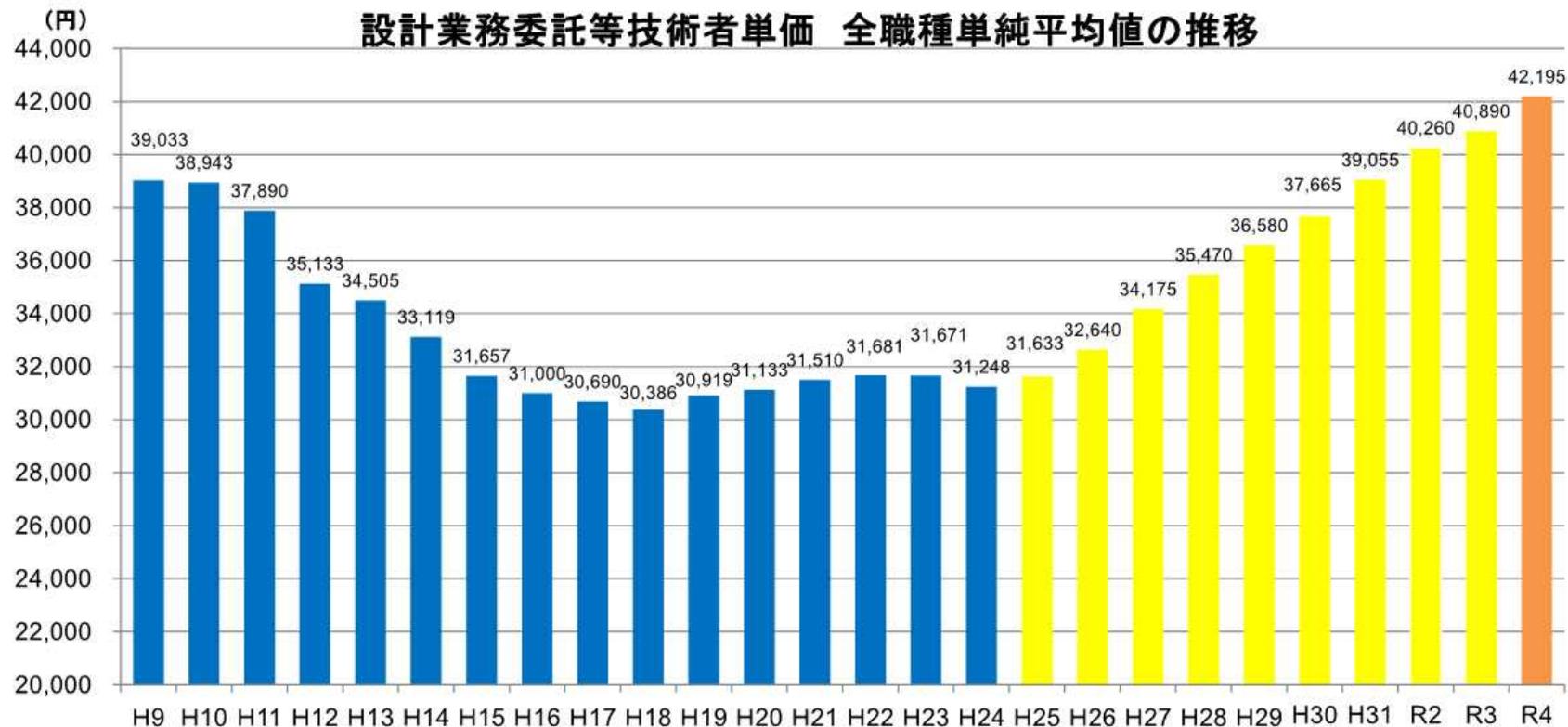
職種	全国		近畿		職種	全国		近畿	
	平均値	令和3年度比	平均値	令和3年度比		平均値	令和3年度比	平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4.4%	21,686円	+4.3%	運転手(一般)	20,797円	+4.0%	19,143円	+2.4%
普通作業員	19,538円	+3.1%	19,471円	+3.3%	型枠工	26,246円	+2.3%	24,714円	+0.0%
軽作業員	14,999円	+1.2%	13,557円	+0.0%	大工	25,156円	+1.9%	23,067円	+5.0%
とび工	25,512円	+1.5%	23,829円	+0.5%	左官	24,839円	+2.8%	23,429円	+3.1%
鉄筋工	25,801円	+3.3%	23,929円	+4.4%	交通誘導警備員A	14,873円	+3.7%	13,986円	+0.4%
運転手(特殊)	23,979円	+4.4%	21,700円	+4.5%	交通誘導警備員B	12,957円	+3.2%	12,014円	+3.4%

## 設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

**10年連続の引き上げ**

➡ **全職種平均 42,195円 R3年3月比 ; +3.2%**  
 (平成24年度比+35.0%)

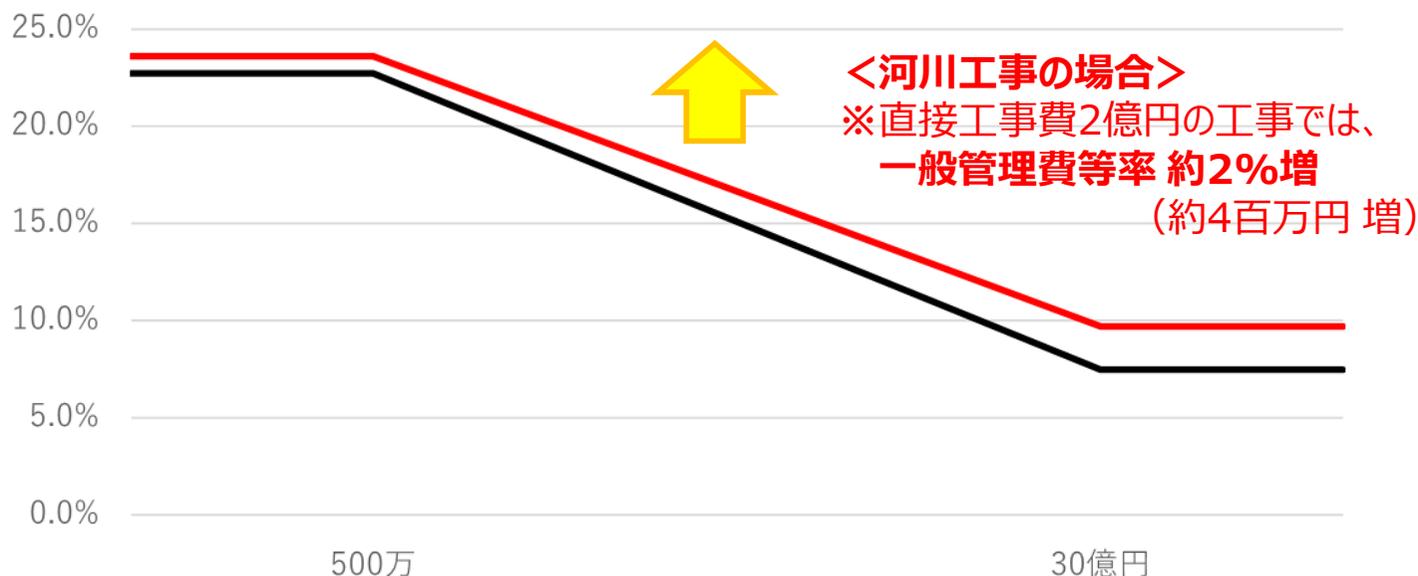


(参考) 近年の技術者単価の伸び率(全職種平均)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	(H24比)
全職種	+1.2%	+3.2%	+4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	+3.1%	+1.6%	+3.2%	(+35.0%)

○ 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定

## 一般管理費等率の改定



### 【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$	7.47%

### 【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
<b>23.57%</b>	<b><math>-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101</math></b>	<b>9.74%</b>

Cp : 工事原価(円)  
 ※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

# 低入札価格調査基準の見直し(工事)

## ■低入札価格調査基準の見直し

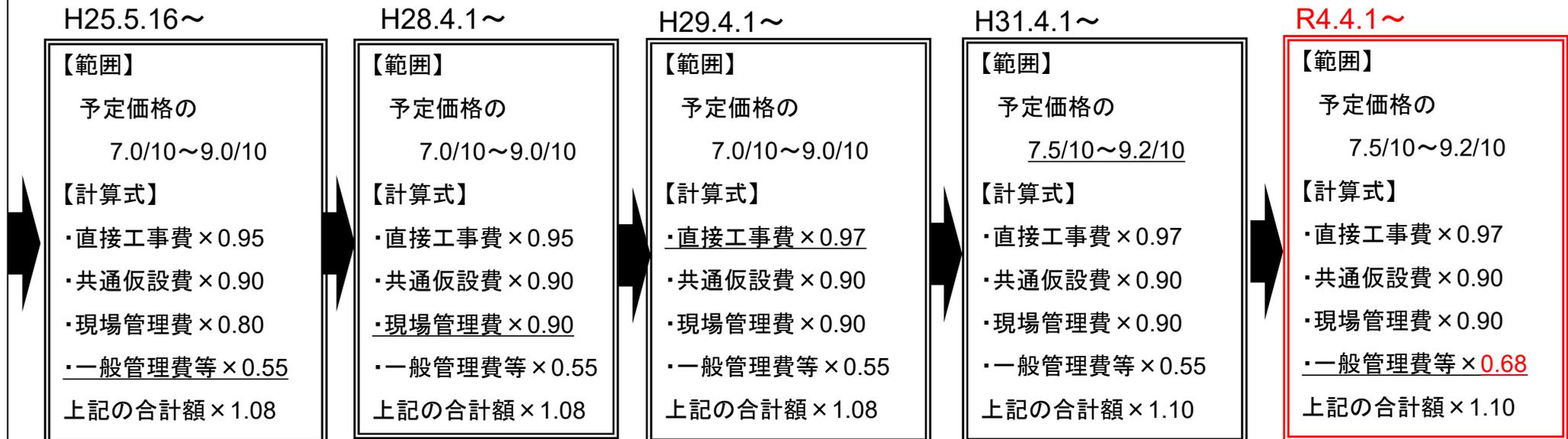
### 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、落札者としな

### 低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。

「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」



・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

# 建設キャリアアップシステムについて

## 1. 概要

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を、特記仕様書及び入札説明書に明記（契約事項）するとともに、その達成状況に応じて工事成績評点において、**加点／減点**するモデル工事を施工。

- 2. 対象工事**：
- 義務化モデル工事 一般土木工事（WTO対象工事）をすべて対象とする。
  - 活用推奨モデル工事 各府県の一般土木工事（C等級工事）のうち数件を対象とする。（R4.1.1時点）

## 3. 試行内容

### （1）特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、**カードリーダーを設置すること**
- ② 工事期間中の**平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること**
- ③ 工事期間中の**平均就業履歴蓄積率（カードタッチ率）50%を達成するよう努めること**

### （2）施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率（カードタッチ率）

### （3）工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により工事成績評定で**加点**

※**目標達成：1点加点（平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点）**

※**義務化モデル工事において目標を著しく下回った場合**

**（平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満）：1点減点**

※**上記以外の場合：±0点**

※**また、目標値を著しく下回った場合、工事名、未達成の項目、要因及び改善策等を簡潔にとりまとめ、**

**発注者に報告し、公表することを求める。**（活用推奨モデル工事は、目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点。未達成の場合は減点せず）

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**25都府県で実施予定**（他に5協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、**34道府県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明**  
**広がりをもさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化**

(令和4年2月28日 現在)

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		●(予定)★(予定)	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	◎(予定)
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎
秋田県	●	◎(予定)	奈良県	●	△
山形県		●(予定)	和歌山県	●	○
福島県	●	●(予定)、◎	鳥取県		★(予定)
茨城県		●(予定)	島根県	●	◎
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県		◎
埼玉県	●	●★	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		◎
東京都	●	△	香川県	○	◎(予定)
神奈川県		△	愛媛県		●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		◎
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県	●	●○	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		●★
長野県	●	◎○	大分県		△
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●(予定)、◎○	鹿児島県	●	●、◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	●
三重県	○	●★			

(令和4年2月28日 現在)

＜直轄Cランク工事＞

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中
- ※赤枠は令和3年9月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価＞

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- ★ 入札参加資格での加点
- カードリーダー設置等費用補助
- △ 検討中
- ※赤文字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

国土交通省調べ 等

## 都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

### 【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

### 【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

### 【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

### 【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）  
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

### 【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

- 評価実施
- ◎ R4年度中に評価導入予定
- 今後検討

### 【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

### 【福島県】総合評価において加点

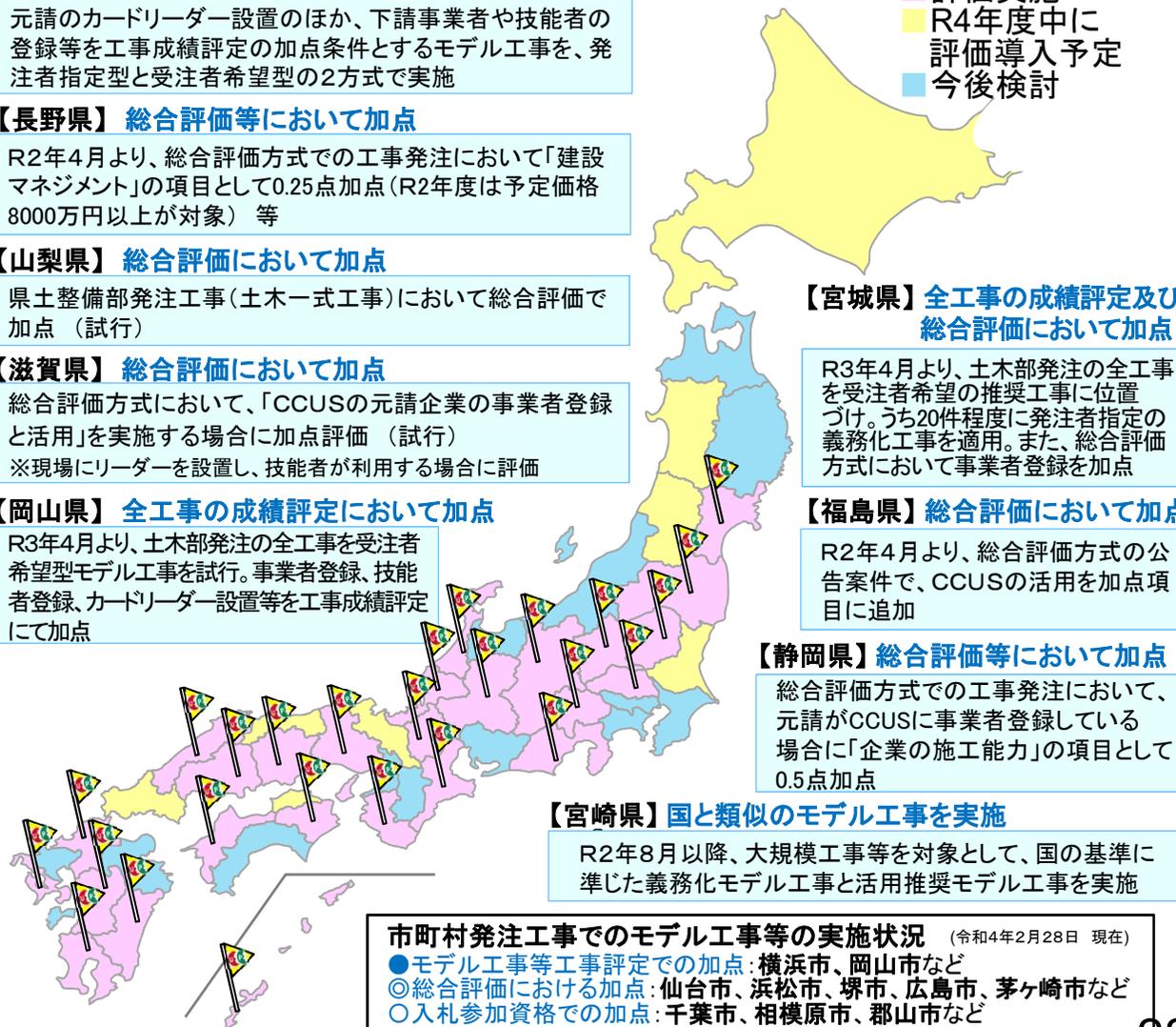
R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

### 【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

### 【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施



### 市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況 (令和4年2月28日 現在)

- モデル工事等工事評定での加点: 横浜市、岡山市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市など
- 入札参加資格での加点: 千葉市、相模原市、郡山市など

# DXの取組について

○インフラ分野のDXを推進するため、「近畿インフラDX推進センター」、「近畿インフラDX通信」、「HPやSNSによる広報」「積極的な広報」など様々なツール・方法により情報発信を実施。

## ■近畿インフラDX推進センター

○DXの推進に必要な官民の人材育成（3つの研修）や最新技術の体験・情報発信を行う施設（R3.4.1開設：近畿技術事務所内）

## ■近畿インフラDX通信

○インフラDXの取組事例や近畿インフラDX推進センターでの研修情報を発信



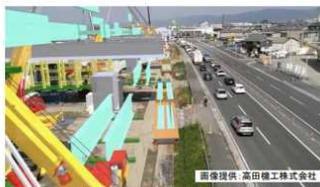
## ■積極的なDX記者発表

○インフラDXの取組事例を積極的に記者発表を行い、TVなど積極的に報道に取り上げられるように工夫している。



### 高校生向けインフラ分野のDX見学会の開催 ～奈良園道・DX Site Tour～

一般国道24号奈和自動車道（大和御所道路）では、MR技術を用いた橋桁の架設管理※1を行っており、今般、奈良県立御所実業高等学校の生徒を招き、インフラ分野のDX※2の取組を体験する見学会を開催いたします。



※1 本工事は、試験ヤードで鋼桁架設合成床版施工を行うもの。MR(Mixed Reality/混合現実)技術を活用して、実作業を想定した3Dモデルを現地投影し、「見える化」することで、計画の適合性や安全性を確認している。  
※2 DX(Digital Transformation/デジタルトランスフォーメーション)は、「進化したIT技術を活かして、人々の生活をより良いものへと変革させる」という概念。近畿地方整備局においてもDX推進本部を開設しつつ、各種施策を展開している。

～作業ヤードの状況を現地投影している様子～

## ■地域建設会社へのDX講演

○各県建設業協会と協力し、インフラDXの取り組み紹介を実施（R3年度10回実施予定）

## ■近畿地整HPやSNSによる広報

### 【近畿地整HP、Twitter:インフラDX推進】

○近畿インフラDXセンターでの研修や見学情報、DX通信の配信など、整備局でのDXに関する取組をまとめて確認が可能な総合サイト



## ■民間公募技術の収集・情報発信

～近畿インフラDX推進センターで放映、Youtubeで公開～

### ○募集対象

- ・新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている新技術
- ・官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）に選定された技術

### ○応募期間

- ・随時受付

### 近畿インフラDX推進センターのYoutubeを開設しました New!

近畿インフラDX推進センターのYoutubeチャンネルを開設しました。登録した新技術動画を公開しています。是非ご覧ください。

### 近畿インフラDX推進センター YouTube チャンネル



○官民の人材育成拠点「近畿インフラDX推進センター」において、3つのDX研修実施。

## BIM/CIM研修

- コース: 入門、初級、中級
- 対象: 整備局、自治体職員
- 研修日数: 1日



入門編はオンラインで実施



初級編 3D-CADソフトの基本操作

## ICT活用研修 (発注者向け) (施工者向け)

- コース: 入門、初級、中級
- 対象: 整備局、自治体職員、  
民間の建設技術者
- 研修日数: 1日、2日(施工者向け、初級編のみ)



ICT測量技術(UAV、TLS)実演



ICT建機(MCバックホウ)の操作

## 無人化施工研修

- コース: 入門、初級
- 対象: 民間の建設技術者
- 研修日数: 1日、2日(初級編のみ)



目の前で建機を見ながら遠隔操作



室内でモニターを見ながら遠隔操作

■令和4年度のDX研修の概要は、令和4年4月頃に下記ホームページやDX通信でお知らせします。  
近畿インフラDX推進ホームページ <https://www-1.kkr.milt.go.jp/plan/infraDX/index.html>

# 近畿地方i-Construction大賞について

- 令和4年度についても、近畿地方i-Construction大賞の案件募集を予定。
- 建設現場の生産性向上に係る優れた取組について、積極的な推薦をお願いしたい。

## (推薦対象)

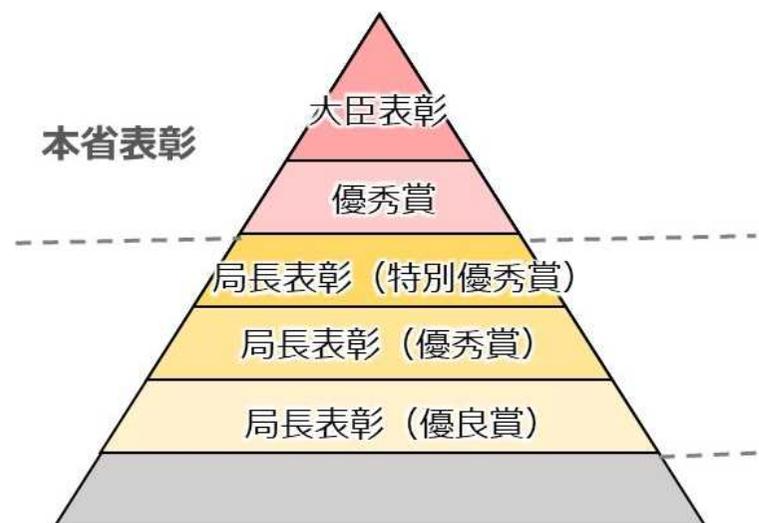
(1) 令和3年度に完成した工事・業務(地方自治体及び特殊法人等が発注したものを対象)※のうち、建設現場の生産性向上において優れた実績を上げた取り組み。 ※各発注機関の発注工事・業務のうち、国土交通省所管のものを対象とする。

(2) 令和3年度に実施した、他の模範となる地方公共団体の取組。

## (その他)

推薦された案件は、近畿地方整備局に設置する近畿地方i-Construction大賞選考委員会において、有効性、先進性、波及性の観点から審査を行い表彰を受けることが適当であると認められる者を選考する。なお、選考された者の中から、国土交通省が実施するi-Construction大賞の候補案件を選定する。

## 令和4年度(予定)



地整が一貫して案件を募集

- (1) 地方公共団体等における工事・業務または、地方公共団体の取組においてi-Constructionにかかる優れた取組を表彰する制度として、本年度より創設。
- (2) 府県から工事14件と地方公共団体の取組1件の応募があり、選考委員会(9/29)にて表彰案件の選考を実施。  
【工事：特別優秀賞2件、優秀賞3件、優良賞2件】【取組：特別優秀賞1件】
- (3) 特別優秀賞に選考された案件(3件)は、直轄の工事・業務の推薦案件(3件)とあわせて、本省が実施するi-Construction大賞に推薦。
- (4) 表彰式は、コンクリート構造物品質コンテストとあわせて令和3年10月26日(火)に実施。

## 地方公共団体発注の工事

	推薦団体	事業者	件名	近畿i-Con大賞表彰
1	京都府	株式会社巴山土木	国道307号道路新設改良工事	特別優秀
2	和歌山県	株式会社世紀工業	海南金屋線道路改良工事	特別優秀
3	滋賀県	杉橋建設株式会社	令和元年度第K18-3号百瀬川補助総合流域防災工事	優秀
4	京都府	コスモ建設工業㈱	国道372号広域連携交付金(改築)工事	優秀
5	京都府	(株)MIC	国道423号(法貴バイパス)工事	優秀
6	大阪府	五大・利晃特定建設工事共同企業体	主要地方道 茨木摂津線(大岩線)道路改良工事(その6)	優良
7	兵庫県	坂野建設(株)	(二)千種川水系鞍居川 河道対策工事(その1)	優良

## 直轄の工事・業務(本省i-Construction大賞への推薦)

	推薦団体	事業者	件名
1	紀伊山系砂防事務所	中電技術コンサルタント株式会社	UAVの自律飛行による天然ダムおよび砂防関係施設の点検・調査
2	福知山河川国道事務所	株式会社第一土木	前田地区大谷川樋門築造工事
3	大阪港湾・空港整備事務所	東亜・不動テトラ・本間 特定建設工事共同企業体	大阪港北港南地区航路(-16m)附带施設護岸(2)余水吐等工事

## 表彰式の開催

日時： 令和3年10月26日(火) 場所： 近畿地方整備局 大会議室



表彰状贈呈



近畿地方i-Construction大賞 建山委員長講評

## 地方公共団体の取組

	推薦団体	事業者	件名	近畿i-Con大賞表彰
1	大阪府	貝塚市	貝塚市・DSERO共同事業「i-Construction・BIM/CIMの普及に向けたドローン測量技術の推進」	特別優秀

## 災害対応へ向けた取組【業務の一時中止等】について

広域的な大規模災害に際して、地方自治体が発注する業務の入札・契約手続きについて、国土交通省と同様の措置がとられるよう、一般社団法人建設コンサルタンツ協会より要望がありました。

## 国土交通省における災害発生時の入札・契約等の取組の概要

災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事及び業務、その他の所管事業の迅速かつ確実な執行が求められ、入札・契約手続きその他において平常時と異なる対応が必要となることがあります。

これまでの大規模災害時等においては、本省から地方整備局に対し、都度、入札契約に関する通知が行われました。令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨等、過去の災害時においては、地方自治体に対しても、本省から同様の趣旨を通知してきたところです。

その内容のより確実な実施及び周知のため、令和3年4月に「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関するマニュアル」として、これまでの通知内容が統合・整理されました。

## 国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関するマニュアル(妙)

### 1. 適切な入札契約の実施

(略)災害発生直後から一定の間に対応が必要となる、緊急性が高い災害復旧に関する災害状況の把握や応急復旧に係る業務については、業務発注における管理技術者等(建設コンサルタント業務における管理技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び補償コンサルタント業務における主任担当者をいう。)の**手持ち業務量の制限を理由に受注者の選定から除外することを要しないものとする。**

(略)

### 3. 工事等の一時中止措置について

災害発生時には、工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したこと等により工事又は業務を施工又は履行できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。

そのため、災害発生時においては、その時点で**施工中又は履行中の工事等に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱うこと。**

(略)各発注者においては、工事契約書第20条又は業務契約書第20条等の規定の趣旨に則り、受注者に対する工事等の一時中止措置を以下のとおり適切に行うものとする。

(1) 施工できなくなった工事に係る一時中止(略)

(2) 当面の災害復旧対策を優先して行うための工事の一時中止

当面の災害復旧対策には、資機材等の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、優先度の高い災害復旧の調査・設計、工事への対応が必要であり、施工中の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、**施工中の工事が被災していない場合においても災害復旧を優先して行うことができるよう、受注者の意向も踏まえ、一時中止を行うこと。**

上記(1)、(2)は、業務についても工事に準じて取り扱うものとする。